



金ヶ崎町



子ども・子育て支援事業計画

(改訂版)



2015.4 - 2020.3



平成27年3月
金ヶ崎町
(平成30年3月改訂)

はじめに



本町では、子どもが健やかに育っていける環境づくりを総合的に進めることを目的として、「金ケ崎子ども育成支援行動計画（後期行動計画）」に基づき、子どもや子育てに関する施策・事業を推進してきました。

近年の少子化、核家族化の進展にともない、一家族当たりの構成員数は減少しています。また、地域社会における人間関係も希薄化するなど、子どもや子育てを取り巻く環境は日々変化を続けています。

このような中、国は平成24年8月に「子ども・子育て支援関連3法」を制定し、市町村において子ども・子育て支援事業計画の策定が義務付けられました。平成27年4月からは、すべての子育て家庭を支援する「子ども・子育て新制度」が開始されることとなり、金ケ崎町においても前計画の基本理念や基本施策を引き継ぎつつ、出産から就学まで切れ目のない子育て支援施策の充実を図るために、この度、「金ケ崎町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

今後は、この計画に基づき、子どもや子育て家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築するとともに、地域資源を最大限活用し、若い世代が安心して結婚、出産、子育て、就労し、様々な希望を実現できるまちを目指していきます。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心に協議いただきました金ケ崎町子ども・子育て会議委員の皆様、また、各種調査への協力をいただきました多くの皆様、並びに関係各位に心から感謝申し上げます。

平成27年3月

金ケ崎町長 高橋 由一

改訂履歴

| 版数 | 発行日 | 改訂履歴 |
|-----|---------|--|
| 第1版 | 平成27年3月 | 初版発行 |
| 第2版 | 平成30年3月 | Ⅲ各論の第1章事業量の見込みと確保の方策の一部変更。 詳細は改訂序文を参照 |

改訂序文

本計画は、平成27年3月に策定した「金ケ崎町子ども・子育て支援事業計画」（計画期間平成27年度～平成31年度）のうち「Ⅲ各論 第1章 事業量の見込みと確保方策」について、計画期間の中間年における見直しを行い、「金ケ崎町子ども・子育て支援事業計画（平成30年3月改訂）」を策定しました。

主な変更内容は次のとおりです。

○ 子どもの数の推計（44 ページ）

教育・保育給付を見直すため、平成29年4月1日現在の児童人口実績を踏まえ、年齢別児童数の推計を変更しました。

○ 見込み量の算出方法について（45 ページ）

中間年の見直しの算出方法を追記しました。

○ 教育・保育給付（47 ページ）

保育の待機児童が生じていることから、教育（幼稚園）及び保育（保育所・認定こども園）の量の見込み（支給認定の推計）について、平成30年度から平成31年度までの量の見込み及び確保の内容を変更しました。

○ 地域子ども・子育て支援事業（11）放課後児童クラブ（54 ページ）

放課後児童クラブの量の見込み（利用児童の推計）について実績に乖離が生じていることから、平成29年度から平成31年度までの量の見込み及び確保の内容を変更しました。

目 次

| | |
|-------------------------------|----|
| I 序論 | 1 |
| 1 計画策定の趣旨..... | 2 |
| 2 計画の性格..... | 3 |
| 3 計画の策定方法..... | 3 |
| 4 計画の期間..... | 4 |
| 5 計画の推進..... | 4 |
| II 総論 | 5 |
| 第1章 金ヶ崎町の現状 | 6 |
| 1 少子化の動向..... | 6 |
| 2 家族や地域の状況..... | 14 |
| 3 子どもの状況と子育ての実態..... | 18 |
| 4 子育て支援サービスの提供と利用の動向..... | 22 |
| 5 子ども・子育て支援ニーズ調査結果の概要..... | 29 |
| 6 現状と課題の整理..... | 37 |
| 第2章 計画の基本的考え方 | 38 |
| 1 基本理念..... | 38 |
| 2 基本的な視点..... | 38 |
| 3 施策の基本目標..... | 40 |
| III 各論 | 43 |
| 第1章 事業量の見込みと確保方策 | 43 |
| 1 教育・保育提供区域の設定..... | 44 |
| 2 子どもの数の推計..... | 44 |
| 3 見込み量の算出方法について..... | 45 |
| 4 教育・保育給付..... | 47 |
| 5 地域子ども・子育て支援..... | 49 |
| 第2章 分野別施策の展開 | 56 |
| 1 施策体系..... | 56 |
| 2 施策の展開..... | 57 |
| 資料編 | 74 |
| 1 金ヶ崎町子ども・子育て会議条例..... | 74 |
| 2 金ヶ崎町子ども・子育て会議委員名簿..... | 76 |

I 序論

1 計画策定の趣旨

本町は豊かな緑と歴史・文化を有しており、それらを次の世代へつなげ、育てていくことが本町の発展へとつながると考えています。そのため、町民、地域、企業、団体など、それぞれの立場にある関係者等が連携し、人と地域のつながりや支え合いを大切にしていくことが重要であり、第九次金ケ崎町総合発展計画では、「人と地域が支え合うまち 金ケ崎」をめざすべき将来像と定めています。

本町では、この将来像のもと、「子どもからの視点」、「すべての子どもと家庭への支援の視点」、「地域における社会資源の効果的な活用の視点」、「地域特性の視点」など、9つの視点を掲げ、町民誰もが健やかに安心して暮らせるまちづくりをめざし、子どもや子育て家庭への支援など幅広い取組を推進してきました。

一方、少子化や核家族化は進展していることから、子どもを取り巻く関係者だけではなく、地域全体で子どもや子育て家庭を支える環境づくりがこれまで以上に重要になっています。

このような現状・課題に対応し、国や地域を挙げ、子どもや子育て家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められ、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立しました。子ども・子育て関連3法に基づく、新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」のもとで、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実、をめざすとされています。

子ども・子育て関連3法の一つ、「子ども・子育て支援法」では、都道府県、区市町村は、「子ども・子育て支援事業計画」を策定することが義務づけられたことから、本町では、平成27年度からの「金ケ崎町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という）を策定しました。

2 計画の性格

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく市町村行動計画として位置づけられます。国から示された「子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の基本指針」に基づき、本町が取り組むべき対策と達成しようとする目標や実施時期を明らかにし計画的に取組を推進するものです。また、次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づく次世代育成支援行動計画や母子保健計画とも一体的に策定し、「金ケ崎子どもすくすくプラン」の考えや取組を踏襲することで総合的に推進していく計画と位置づけます。さらに、本計画の策定にあたっては、第九次金ケ崎町総合発展計画や関連の分野別計画との整合を図ります。

3 計画の策定方法

(1) 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、児童福祉、学校教育等に関係する個人・団体の代表者等で構成される金ケ崎町子ども・子育て会議において意見を聴取しました。

(2) 岩手県等との連携

岩手県等と連携し、本計画の整合性を図りました。

(3) ニーズ調査

平成 25 年度に就学前児童及び就学児を対象に、その保護者から子育て支援や様々なサービスの利用などに対する意見を把握するためにニーズ調査を実施しました。

(4) 町民参加と意見反映

町民の意見を幅広く計画に反映させるため、計画案を町のホームページへ掲載するとともに、町関係施設を縦覧場所としてパブリックコメントを実施しました。

4 計画の期間

本計画は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間を計画期間とします。

5 計画の推進

計画の推進においては、計画に基づく取組の達成状況を継続的に把握・評価し、その結果を踏まえて改善を図る P D C A サイクルによる進行管理が重要となります。

そのため、「金ヶ崎町子ども・子育て会議」が、毎年度の進捗状況の把握・点検を行い、町はその結果を公表するとともに、進捗状況に合わせた取組の見直しを適宜行います。

Ⅱ 総論

第1章 金ヶ崎町の現状

1 少子化の動向

(1) 人口の推移

本町の総人口は、平成17年までは増加を続けていましたが、平成22年からは僅かに減少し、平成25年は16,166人となっています。

年齢3区分ごとの推移をみると、「0～14歳（年少人口）」と「15～64歳（生産年齢人口）」は平成2年から減少を続け、平成15年の「年少人口」は2,108人、「生産年齢人口」は9,643人となっています。これに対し「65歳以上（老年人口）」は増加を続け、平成2年には2,499人でしたが、平成25年には4,380人となっています。

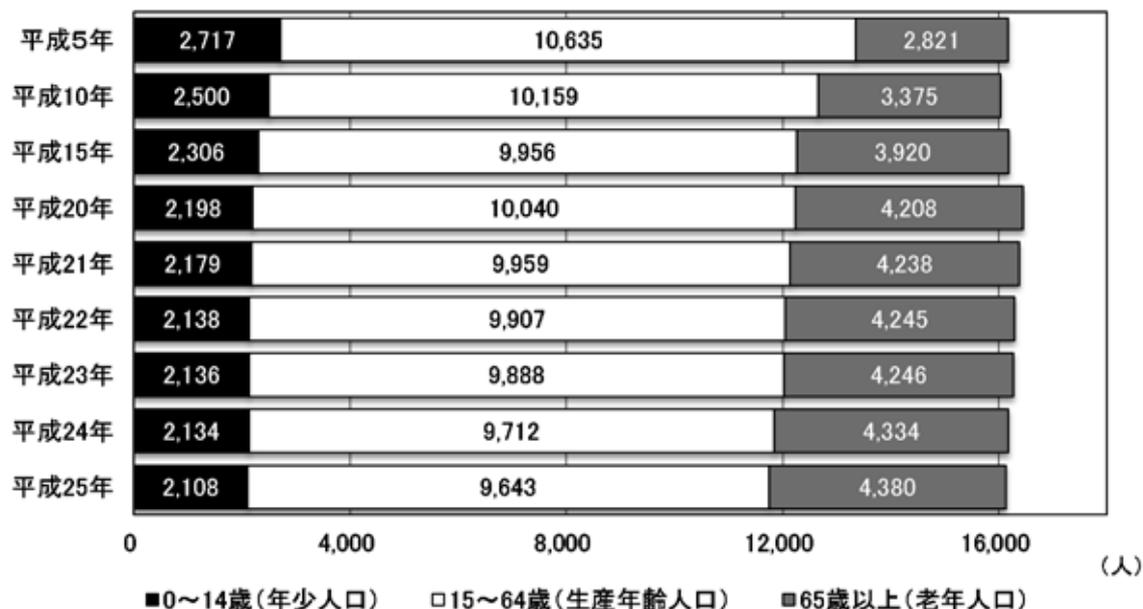
表1 年齢3区分別人口の推移

(単位:人、%)

| 年度 | 総人口 | 年齢区分 | | | |
|-------|--------|-----------------|--------------------|-----------------|------|
| | | 0～14歳 (年少人口) | 15～64歳 (生産年齢人口) | 65歳以上 (老年人口) | 年齢不詳 |
| 平成2年 | 15,672 | 2,837 (18.1) | 10,336 (66.0) | 2,499 (15.9) | 0 |
| 平成7年 | 15,923 | 2,603 (16.3) | 10,273 (64.5) | 3,047 (19.1) | 0 |
| 平成12年 | 16,383 | 2,455 (15.0) | 10,302 (62.9) | 3,619 (22.1) | 7 |
| 平成17年 | 16,396 | 2,281 (13.9) | 10,026 (61.1) | 4,082 (24.9) | 7 |
| 平成22年 | 16,325 | 2,138 (13.1) | 9,907 (60.8) | 4,245 (26.1) | 35 |
| 平成23年 | 16,305 | 2,136 (13.1) | 9,888 (60.8) | 4,246 (26.1) | 35 |
| 平成24年 | 16,215 | 2,134 (13.2) | 9,712 (60.0) | 4,334 (26.8) | 35 |
| 平成25年 | 16,166 | 2,108 (13.1) | 9,643 (59.8) | 4,380 (27.2) | 35 |

資料:平成22年までは「国勢調査」、それ以降は「岩手県人口移動報告年報」

年齢3区分別人口の推移



(2) 出生の動向

本町の出生数は、平成12年から減少し平成24年には120人となっています。

出生率¹は平成7年に9.0でしたが、平成24年には7.4と1.6ポイント減少しています。

合計特殊出生率²は、本町は全国・岩手県よりも上回っていますが、平成2年の1.87からそれ以降は減少し平成24年には1.65となっています。

合計特殊出生率については一般に自然増と自然減との境目は2.08程度といわれていますが、全国、岩手県、本町をみても2.08を下回っています。

¹「出生率」人口1,000人あたり、どのくらいの数人が生まれたかを表しています。百分率ではないため、100を超える場合もあります。

出生率 = (年間の出生数 / 人口) × 1,000 (厚生労働省 人口動態調査 Q&A より)

²「合計特殊出生率」15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。1人の女性が、その年次の年齢別出生率で一生の間に生むとする子どもの数に相当します、WHOの定義をもとに算出しており、国際比較にも用いられます。

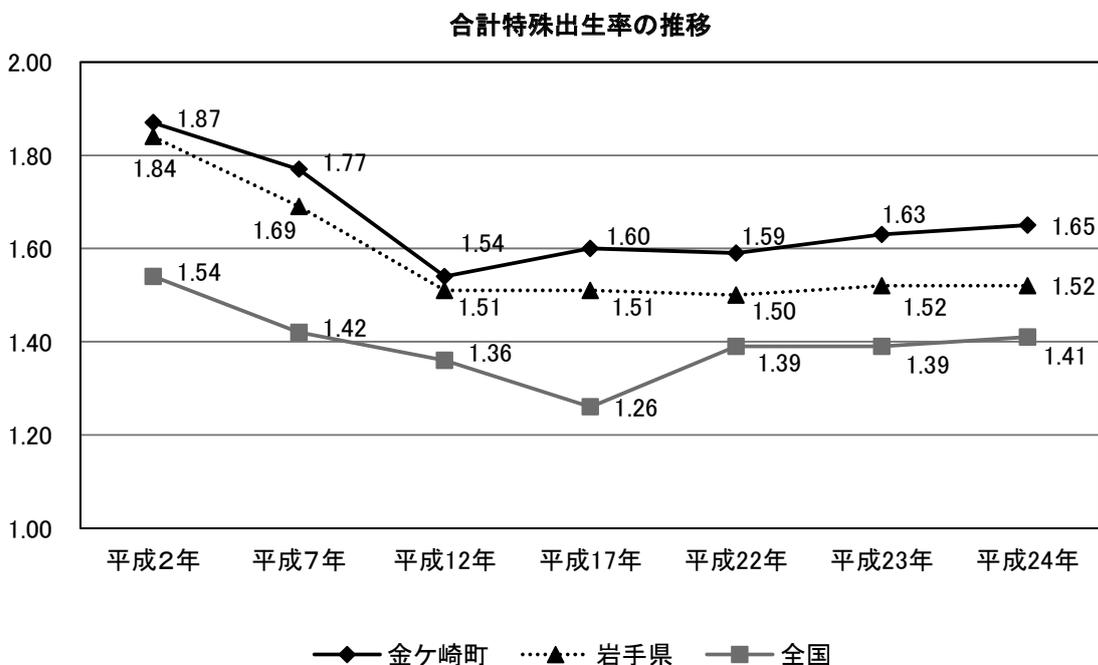
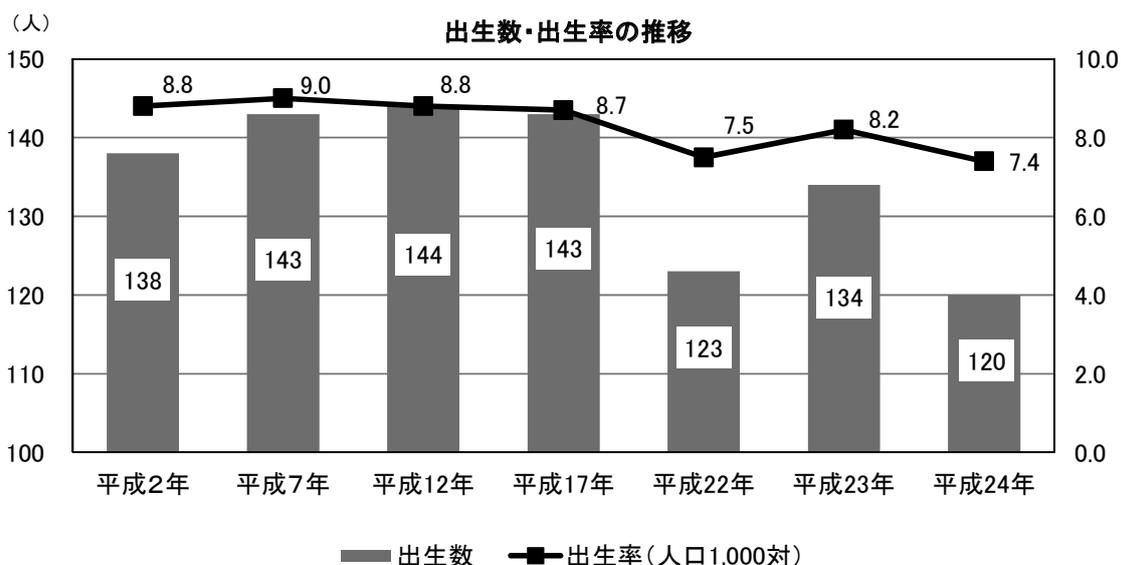
合計特殊出生率 = (母の年齢別出生数 / 年齢別女性人口) の15歳から49歳までの合計 (厚生労働省 人口動態調査 Q&A より)

表2 出生数・出生率・合計特殊出生率の推移

(単位:人)

| | | 平成 2年 | 平成 7年 | 平成 12年 | 平成 17年 | 平成 22年 | 平成 23年 | 平成 24年 |
|---------------|------|----------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 出生数 | | 138 | 143 | 144 | 143 | 123 | 134 | 120 |
| 出生率(人口1,000対) | | 8.8 | 9.0 | 8.8 | 8.7 | 7.5 | 8.2 | 7.4 |
| 合計特殊 出生率 | 金ヶ崎町 | 1.87 | 1.77 | 1.54 | 1.60 | 1.59 | 1.63 | 1.65 |
| | 岩手県 | 1.84 | 1.69 | 1.51 | 1.51 | 1.50 | 1.52 | 1.52 |
| | 全国 | 1.54 | 1.42 | 1.36 | 1.26 | 1.39 | 1.39 | 1.41 |

資料:「人口動態調査」、「岩手県保健福祉年報」(平成7年までは「岩手県衛生年報」)



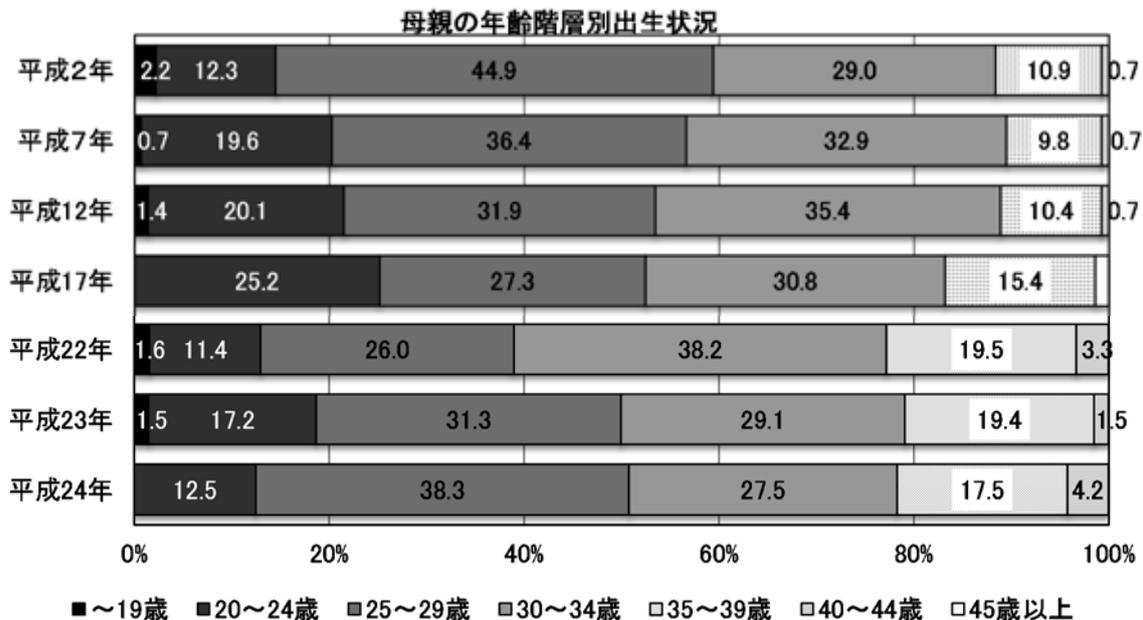
母親の年齢階層別出生状況をみると、各年によって傾向が異なり、特に「35～39歳」の出生数が増えています。平成2年には15人で10.9%でしたが、平成24年には21人で17.5%となっています。

表3 母親の年齢階層別出生状況

(単位:人、%)

| | 出生数 | ～19歳 | 20～24歳 | 25～29歳 | 30～34歳 | 35～39歳 | 40～44歳 | 45歳以上 |
|-------|-----|------------|--------------|--------------|--------------|--------------|------------|------------|
| 平成2年 | 138 | 3 (2.2) | 17 (12.3) | 62 (44.9) | 40 (29.0) | 15 (10.9) | 1 (0.7) | 0 (0.0) |
| 平成7年 | 143 | 1 (0.7) | 28 (19.6) | 52 (36.4) | 47 (32.9) | 14 (9.8) | 1 (0.7) | 0 (0.0) |
| 平成12年 | 144 | 2 (1.4) | 29 (20.1) | 46 (31.9) | 51 (35.4) | 15 (10.4) | 1 (0.7) | 0 (0.0) |
| 平成17年 | 143 | 0 (0.0) | 36 (25.2) | 39 (27.3) | 44 (30.8) | 22 (15.4) | 0 (0.0) | 2 (1.4) |
| 平成22年 | 123 | 2 (1.6) | 14 (11.4) | 32 (26.0) | 47 (38.2) | 24 (19.5) | 4 (3.3) | 0 (0.0) |
| 平成23年 | 134 | 2 (1.5) | 23 (17.2) | 42 (31.3) | 39 (29.1) | 26 (19.4) | 2 (1.5) | 0 (0.0) |
| 平成24年 | 120 | 0 (0.0) | 15 (12.5) | 46 (38.3) | 33 (27.5) | 21 (17.5) | 5 (4.2) | 0 (0.0) |

資料:「岩手県保健福祉年報」(平成7年までは「岩手県衛生年報」)



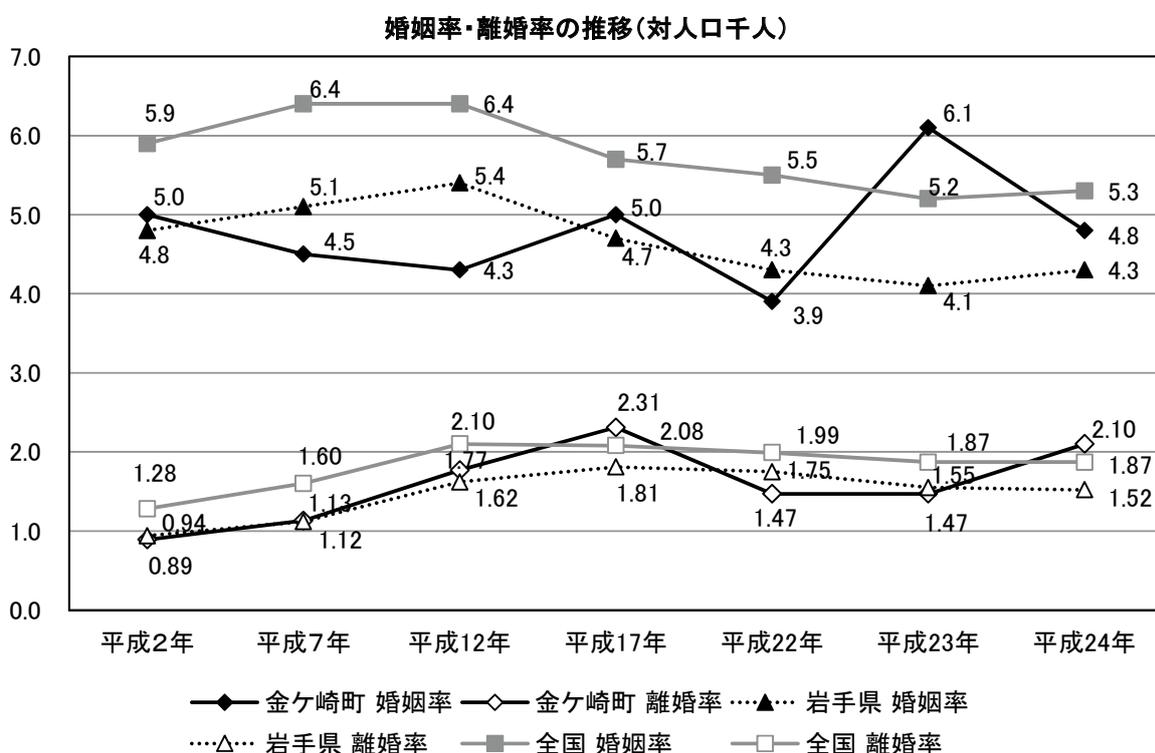
(3) 婚姻の動向

平成 24 年の本町の婚姻率³は 4.8 と、岩手県の 4.3 よりは上回っていますが、全国の 5.3 と比べると下回っています。本町の離婚率は 2.10 と岩手県の 1.52、全国の 1.87 に比べて上回っています。離婚件数をみると平成 2 年の 14 件と比べ、平成 24 年には 34 件と増加となっています。

表4 婚姻率・離婚率の推移(対人口千人)

| | 金ケ崎町 | | | | 岩手県 | | 全国 | |
|-------|------|----|------|----|-----|------|-----|------|
| | 婚姻率 | 件数 | 離婚率 | 件数 | 婚姻率 | 離婚率 | 婚姻率 | 離婚率 |
| 平成2年 | 5.0 | 78 | 0.89 | 14 | 4.8 | 0.94 | 5.9 | 1.28 |
| 平成7年 | 4.5 | 72 | 1.13 | 18 | 5.1 | 1.12 | 6.4 | 1.60 |
| 平成12年 | 4.3 | 71 | 1.77 | 29 | 5.4 | 1.62 | 6.4 | 2.10 |
| 平成17年 | 5.0 | 82 | 2.31 | 38 | 4.7 | 1.81 | 5.7 | 2.08 |
| 平成22年 | 3.9 | 64 | 1.47 | 24 | 4.3 | 1.75 | 5.5 | 1.99 |
| 平成23年 | 6.1 | 99 | 1.47 | 24 | 4.1 | 1.55 | 5.2 | 1.87 |
| 平成24年 | 4.8 | 78 | 2.10 | 34 | 4.3 | 1.52 | 5.3 | 1.87 |

資料:「人口動態調査」、「岩手県保健福祉年報」(平成7年までは「岩手県衛生年報」)



³ 「婚姻率・離婚率」人口1,000人あたりで、どのくらいの方が婚姻、または離婚したかを示しています。百分率ではないため、100を超える場合もあります。
 婚姻率・死亡率 = (年間の件数 / 人口) × 1,000 (厚生労働省 人口動態調査 Q&A より)

平均初婚年齢をみると、本町、岩手県、全国の夫も妻も年齢が上がり晩婚化の傾向にあります。

本町では、夫の平均初婚年齢は平成2年に28.5歳でしたが、平成24年には31.7歳となり3.2歳上昇しています。妻は平成2年に25.6歳でしたが平成24年には29.8歳となり4.2歳上昇し、夫よりも初婚年齢の上昇する幅が大きくなっています。平成2年に比べて本町や岩手県・全国を見ても、夫よりも妻の方が初婚年齢の上昇する幅が大きくなっています。

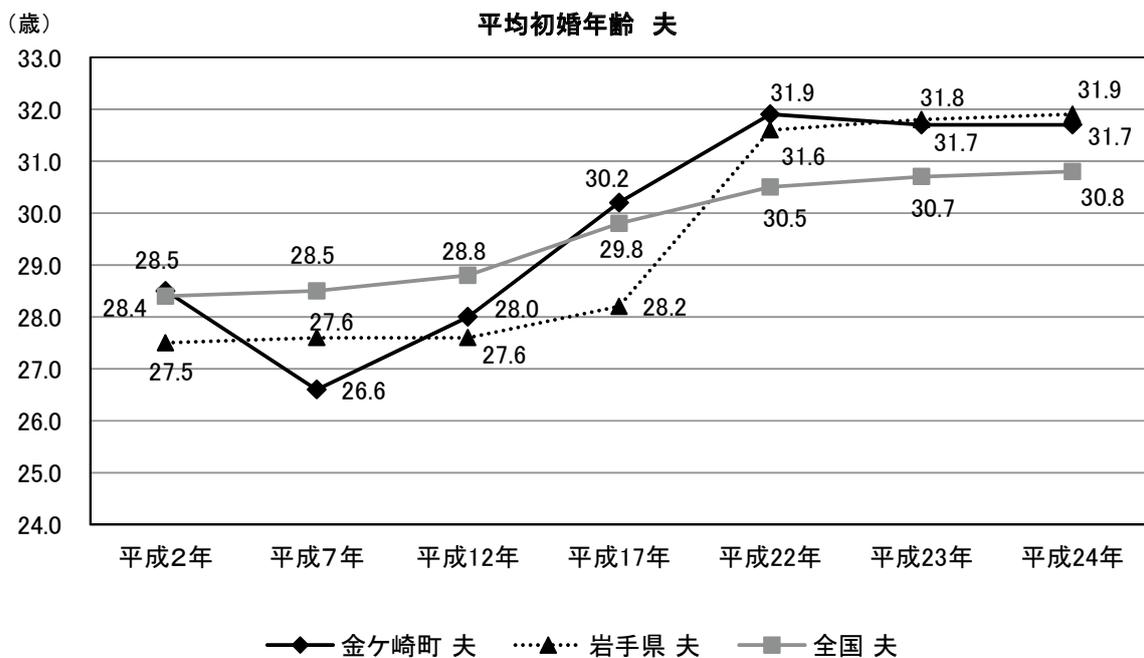
平成24年の本町の平均初婚年齢は、夫は全国よりも0.9歳高いですが、岩手県に比べると0.2歳低くなっています。しかし、妻は全国に比べて0.9歳高く、岩手県に比べても0.3歳高くなっています。

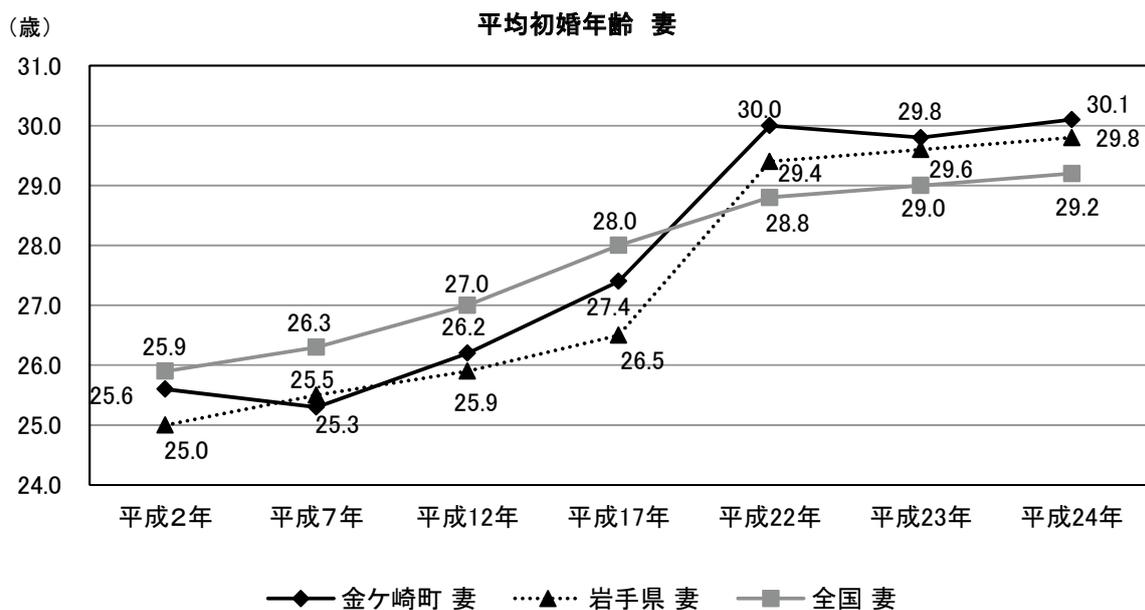
表5 平均初婚年齢

(単位:歳)

| | 金ヶ崎町 | | 岩手県 | | 全国 | |
|-------|------|------|------|------|------|------|
| | 夫 | 妻 | 夫 | 妻 | 夫 | 妻 |
| 平成2年 | 28.5 | 25.6 | 27.5 | 25.0 | 28.4 | 25.9 |
| 平成7年 | 26.6 | 25.3 | 27.6 | 25.5 | 28.5 | 26.3 |
| 平成12年 | 28.0 | 26.2 | 27.6 | 25.9 | 28.8 | 27.0 |
| 平成17年 | 30.2 | 27.4 | 28.2 | 26.5 | 29.8 | 28.0 |
| 平成22年 | 31.9 | 30.0 | 31.6 | 29.4 | 30.5 | 28.8 |
| 平成23年 | 31.7 | 29.8 | 31.8 | 29.6 | 30.7 | 29.0 |
| 平成24年 | 31.7 | 30.1 | 31.9 | 29.8 | 30.8 | 29.2 |

資料:「人口動態調査」、「岩手県保健福祉年報」(平成7年までは「岩手県衛生年報」)





未婚率⁴をみると、本町の男性は「30～34歳」「35～39歳」で岩手県、全国よりも未婚率が上回っています。「30～34歳」では48.1%、「35～39歳」は35.3%が未婚となっています。

女性の未婚率は、岩手県・全国に比べて低い傾向にあります。

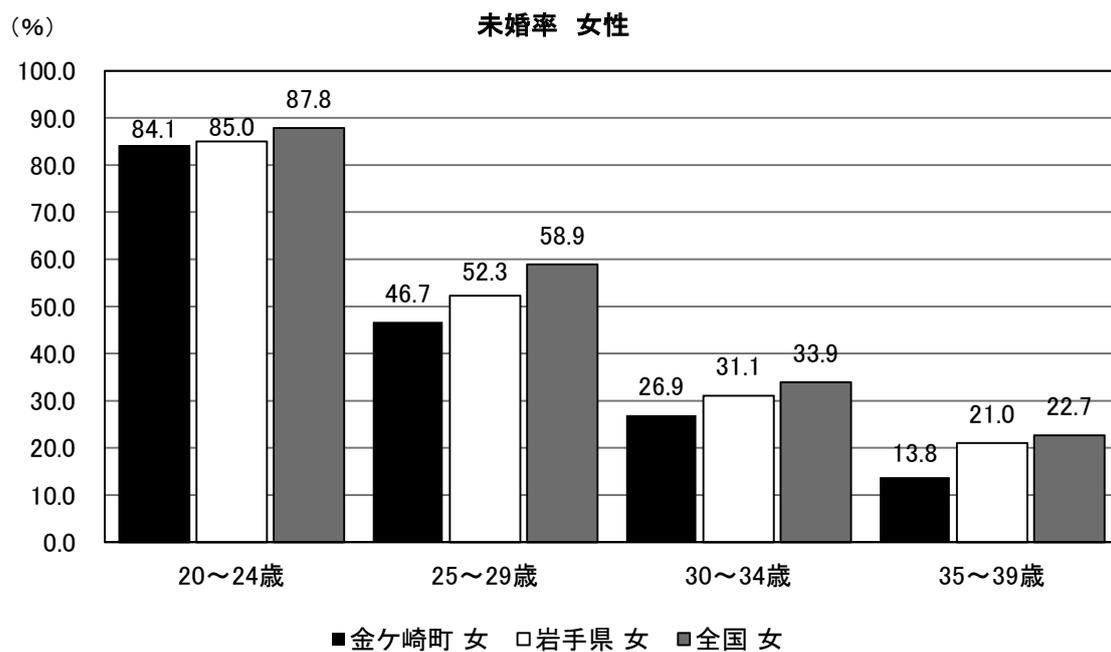
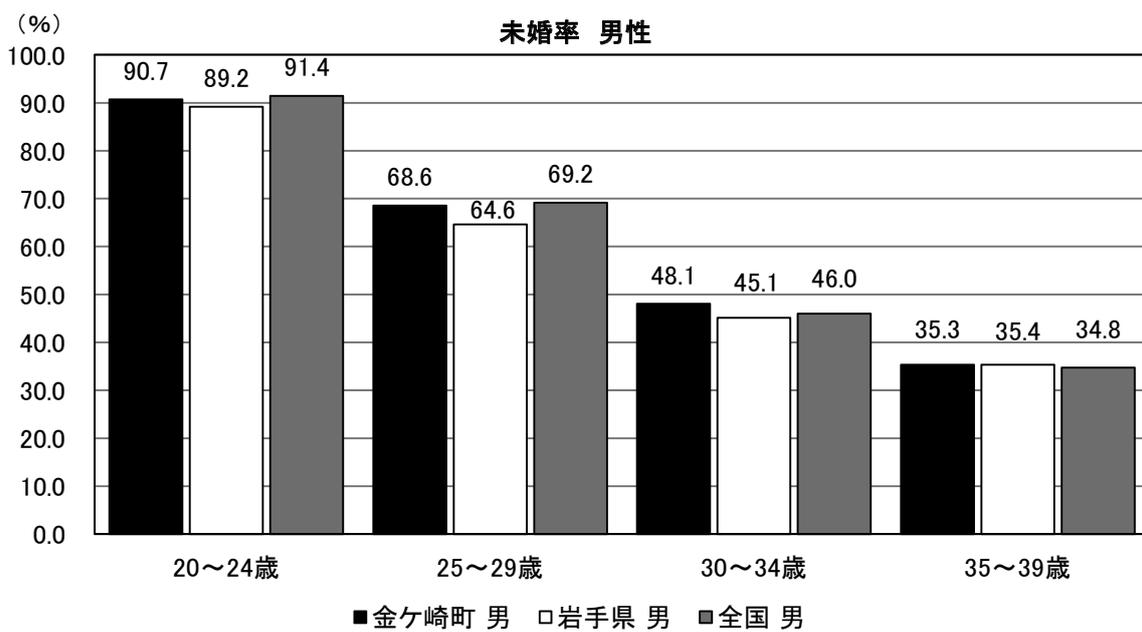
表6 未婚率

(単位: 人、%)

| | | 金ヶ崎町 | | 岩手県 | | 全国 | |
|--------|------|------|------|--------|--------|-----------|-----------|
| | | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 |
| 20～24歳 | 総数 | 429 | 320 | 27,378 | 27,361 | 3,266,240 | 3,160,193 |
| | 未婚者数 | 389 | 269 | 24,420 | 23,247 | 2,986,237 | 2,776,114 |
| | 未婚率 | 90.7 | 84.1 | 89.2 | 85.0 | 91.4 | 87.9 |
| 25～29歳 | 総数 | 506 | 381 | 32,259 | 31,619 | 3,691,723 | 3,601,978 |
| | 未婚者数 | 347 | 178 | 20,851 | 16,537 | 2,553,724 | 2,121,465 |
| | 未婚率 | 68.6 | 46.7 | 64.6 | 52.3 | 69.2 | 58.9 |
| 30～34歳 | 総数 | 574 | 490 | 38,026 | 36,872 | 4,221,011 | 4,120,486 |
| | 未婚者数 | 276 | 132 | 17,157 | 11,464 | 1,941,000 | 1,396,332 |
| | 未婚率 | 48.1 | 26.9 | 45.1 | 31.1 | 46.0 | 34.0 |
| 35～39歳 | 総数 | 597 | 464 | 42,364 | 40,703 | 4,950,122 | 4,836,227 |
| | 未婚者数 | 211 | 64 | 14,987 | 8,553 | 1,721,222 | 1,097,468 |
| | 未婚率 | 35.3 | 13.8 | 35.4 | 21.0 | 34.8 | 22.7 |

資料: 国勢調査(平成22年)

⁴ 「未婚率」15歳以上人口に占める未婚者の割合。



2 家族や地域の状況

(1) 世帯の動向

本町の世帯数は、平成2年の4,363世帯から増加を続け、平成25年には5,782世帯となり、1,419世帯増加し、1.3倍となっています。

1世帯当たり人員をみると、平成2年には3.54人でしたが平成25年には2.80人と減少傾向にあります。

「親族世帯数のうち6歳未満親族のいる世帯」は平成2年には667世帯ありましたが、平成22年には603世帯と14世帯減少しています。「1世帯当たり子ども数」は平成2年には1.42人でしたが、平成22年には1.33人と0.09人減少しています。

「親族世帯数のうち18歳未満親族のいる世帯」は平成2年には1,776世帯でしたが、平成22年には1,528世帯となり、248世帯減少しています。18歳未満の「1世帯当たり子ども数」は平成2年には1.95人でしたが、平成22年には1.73人となり0.22人減少しています。

表7 1世帯あたり人員の推移 (単位:世帯、人)

| | 世帯数 | 1世帯あたり人員 |
|-------|-------|----------|
| 平成2年 | 4,363 | 3.54 |
| 平成7年 | 4,538 | 3.54 |
| 平成12年 | 4,921 | 3.26 |
| 平成17年 | 5,228 | 3.06 |
| 平成22年 | 5,409 | 3.02 |
| 平成23年 | 5,571 | 2.93 |
| 平成24年 | 5,633 | 2.88 |
| 平成25年 | 5,782 | 2.80 |

資料:平成22年までは「国勢調査」、それ以降は「岩手県人口移動報告年報」

表8 6歳未満及び18歳未満の子どもがいる世帯数と1世帯あたり子ども数の推移

(単位:世帯、人)

| | 親族世帯数のうち6歳未満親族のいる世帯 (a) | 6歳未満親族人員 (b) | 1世帯当たり子ども数 (b÷a) | 親族世帯数のうち18歳未満親族のいる世帯 (a) | 18歳未満親族人員 (b) | 1世帯当たり子ども数 (b÷a) |
|-------|----------------------------|-----------------|---------------------|-----------------------------|------------------|---------------------|
| 平成2年 | 667 | 945 | 1.42 | 1,776 | 3,456 | 1.95 |
| 平成7年 | 660 | 903 | 1.37 | 1,731 | 3,264 | 1.89 |
| 平成12年 | 650 | 868 | 1.34 | 1,675 | 3,043 | 1.82 |
| 平成17年 | 653 | 851 | 1.30 | 1,587 | 2,781 | 1.75 |
| 平成22年 | 603 | 802 | 1.33 | 1,528 | 2,640 | 1.73 |

資料:「国勢調査」

(2) 家族構成の推移

家族構成の推移をみると、「一般世帯」は平成2年の4,363世帯から、平成22年には5,398世帯となり、1,035世帯増加しています。「親族世帯」の世帯数も増加していますが、「一般世帯」に占める割合は減少しており、平成2年には79.0%でしたが、平成22年には73.8%となっています。

「核家族世帯」は世帯数、割合ともに増加しており、平成2年には1,648世帯、37.8%でしたが、平成22年には2,497世帯、46.3%となっています。

「親族世帯」のうち「その他の親族世帯（3世代世帯等）」は減少を続け、平成2年には1,799世帯、41.2%でしたが、平成22年には1,485世帯、27.5%となっています。

父子・母子世帯をみると、「男親と子どもからなる世帯」は平成2年に33世帯でしたが、平成22年には81世帯となっています。「女親と子どもからなる世帯」は平成2年には203世帯でしたが、平成22年には416世帯となり、父子世帯、母子世帯ともに増加している傾向にあります。

表9 形態別家族構成

(単位:世帯、%)

| | 平成2年 | 平成7年 | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 |
|----------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 一般世帯 | 4,363 | 4,538 | 4,921 | 5,228 | 5,398 |
| 親族世帯 | 3,447 (79.0) | 3,623 (79.8) | 3,836 (78.0) | 3,940 (75.4) | 3,982 (73.8) |
| 核家族世帯 | 1,648 (37.8) | 1,843 (40.6) | 2,157 (43.8) | 2,361 (45.2) | 2,497 (46.3) |
| 夫婦のみ世帯 | 509 (11.7) | 602 (13.3) | 680 (13.8) | 768 (14.7) | 778 (14.4) |
| 夫婦と子どもからなる世帯 | 903 (20.7) | 958 (21.1) | 1,128 (22.9) | 1,169 (22.4) | 1,222 (22.6) |
| 男親と子どもからなる世帯 | 33 (0.8) | 40 (0.9) | 53 (1.1) | 68 (1.3) | 81 (1.5) |
| 女親と子どもからなる世帯 | 203 (4.7) | 243 (5.4) | 296 (6.0) | 356 (6.8) | 416 (7.7) |
| その他の親族世帯 (3世代世帯等) | 1,799 (41.2) | 1,780 (39.2) | 1,679 (34.1) | 1,579 (30.2) | 1,485 (27.5) |
| 非親族世帯 | 1 (0.02) | 5 (0.1) | 4 (0.1) | 10 (0.2) | 49 (0.9) |
| 単独世帯 | 915 (21.0) | 910 (20.1) | 1,081 (22.0) | 1,278 (24.4) | 1,367 (25.3) |
| 再掲 | | | | | |
| 6歳未満親族のいる世帯 | 667 | 660 | 650 | 653 | 603 |
| 18歳未満親族のいる世帯 | 1,776 | 1,731 | 1,675 | 1,587 | 1,528 |

資料:「国勢調査」

(3) 女性の就業状況

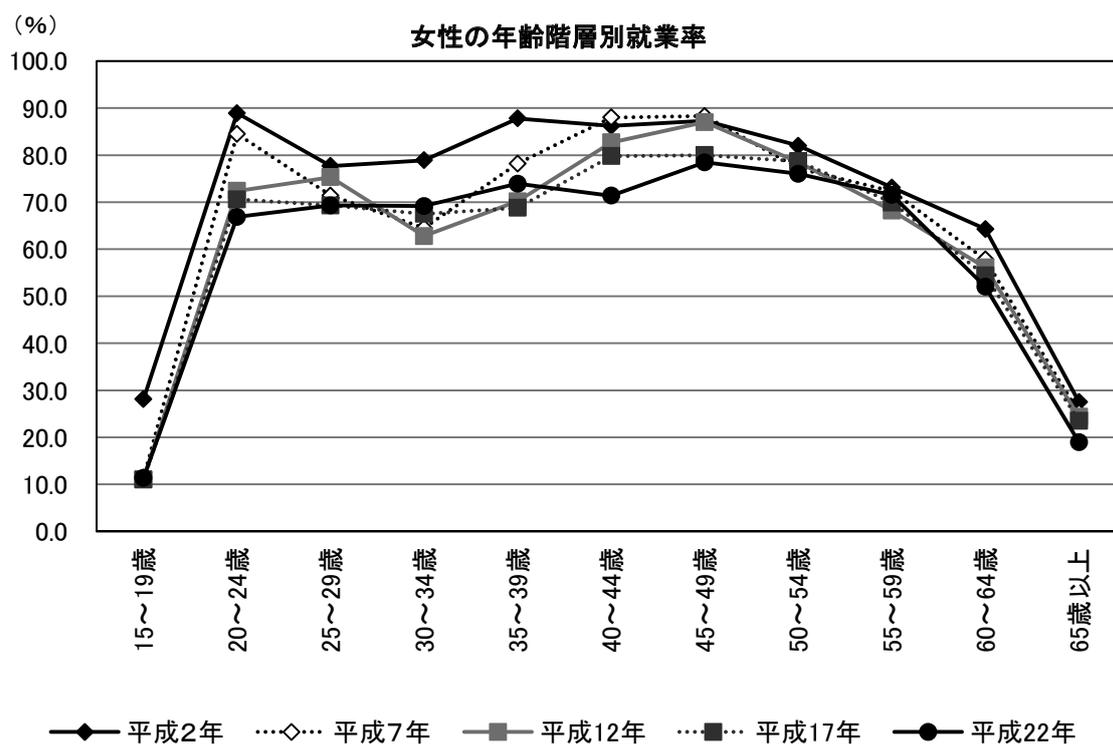
本町の女性の年齢階層別就業率をみると、平成12年までは明確ないわゆる「M字カーブ」曲線を描いていましたが、平成17年、平成22年と曲線のカーブがなだらかになっています。

表10 女性の年齢階層別就業率

(単位:%)

| | 15～19歳 | 20～24歳 | 25～29歳 | 30～34歳 | 35～39歳 | 40～44歳 | 45～49歳 | 50～54歳 | 55～59歳 | 60～64歳 | 65歳以上 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 平成2年 | 28.1 | 88.9 | 77.7 | 78.9 | 87.8 | 86.2 | 87.3 | 82.0 | 73.1 | 64.3 | 27.5 |
| 平成7年 | 11.4 | 84.5 | 71.4 | 64.5 | 78.2 | 88.0 | 88.3 | 77.2 | 72.3 | 57.8 | 25.2 |
| 平成12年 | 11.1 | 72.4 | 75.3 | 62.8 | 70.2 | 82.7 | 87.0 | 78.5 | 68.2 | 56.1 | 24.4 |
| 平成17年 | 11.0 | 70.6 | 69.3 | 67.5 | 68.8 | 79.8 | 80.0 | 78.7 | 69.9 | 54.4 | 23.5 |
| 平成22年 | 11.4 | 66.9 | 69.3 | 69.2 | 73.9 | 71.4 | 78.5 | 76.0 | 71.5 | 52.0 | 19.0 |

資料:「国勢調査」



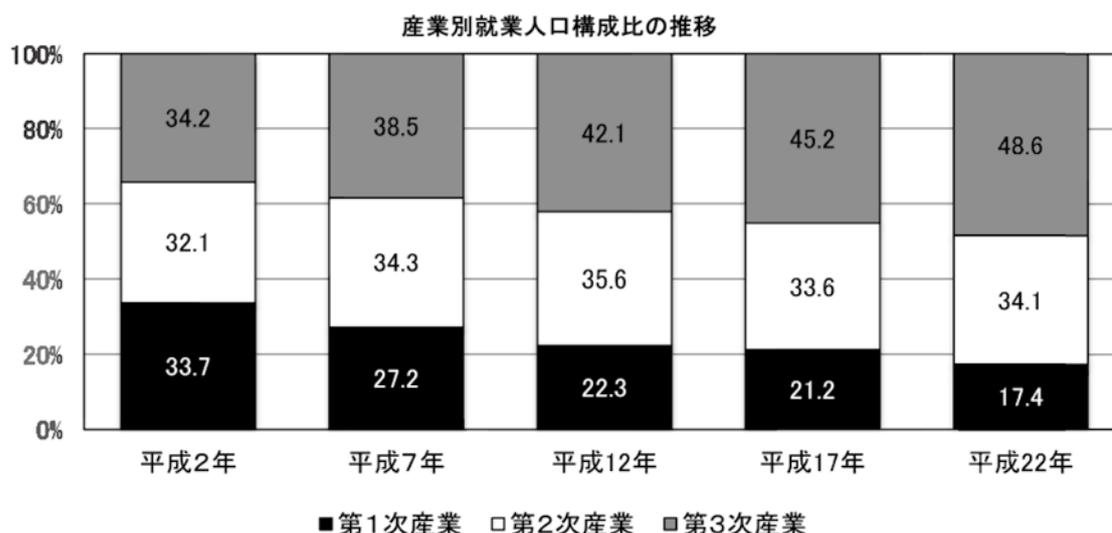
(4) 産業別就業人口構成比

産業別就業者数をみると、第1次産業、第2次産業は減少傾向にありますが、第3次産業は増加しています。平成2年の第3次産業就業者数は3,148人でしたが、平成22年には4,033人になり1.3倍となっています。

表 11 産業別就業者数と人口構成比の推移

| 区 分 | 就業者数(構成比) | | | | | | | | | |
|------------|-----------|--------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|
| | 平成2年 | | 平成7年 | | 平成12年 | | 平成17年 | | 平成22年 | |
| 総 数 | 人数 | 構成比 | 人数 | 構成比 | 人数 | 構成比 | 人数 | 構成比 | 人数 | 構成比 |
| | | 9,236 | (100.0) | 9,062 | (100.0) | 9,128 | (100.0) | 8,843 | (100.0) | 8,303 |
| 第1次産業 | 3,116 | (33.7) | 2,462 | (27.2) | 2,031 | (22.3) | 1,873 | (21.2) | 1,442 | (17.4) |
| 農業 | 3,090 | (33.5) | 2,450 | (27.0) | 2,014 | (22.4) | 1,864 | (21.1) | 1,425 | (17.2) |
| 林業 | 23 | (0.2) | 10 | (0.1) | 16 | (0.2) | 8 | (0.1) | 16 | (0.2) |
| 漁業 | 3 | (0.0) | 2 | (0.0) | 1 | (0.0) | 1 | (0.0) | 1 | (0.0) |
| 第2次産業 | 2,964 | (32.1) | 3,105 | (34.3) | 3,252 | (35.6) | 2,974 | (33.6) | 2,828 | (34.1) |
| 鉱業 | 2 | (0.0) | 1 | (0.0) | 8 | (0.0) | 1 | (0.0) | - | (-) |
| 建設業 | 572 | (6.2) | 828 | (9.2) | 820 | (9.0) | 591 | (6.7) | 497 | (6.0) |
| 製造業 | 2,390 | (25.9) | 2,276 | (25.1) | 2,424 | (26.6) | 2,382 | (26.9) | 2,331 | (28.1) |
| 第3次産業 | 3,148 | (34.2) | 3,491 | (38.5) | 3,845 | (42.1) | 3,996 | (45.2) | 4,033 | (48.6) |
| 電気・ガス・水道 | 18 | (0.2) | 20 | (0.2) | 20 | (0.2) | 20 | (0.2) | 29 | (0.3) |
| 運輸・通信業 | 308 | (3.3) | 278 | (3.1) | 373 | (4.1) | 356 | (4.0) | 412 | (5.0) |
| 卸売・小売業・飲食店 | 1,058 | (11.5) | 1,146 | (12.6) | 1,229 | (13.5) | 1,361 | (15.4) | 1,233 | (14.9) |
| 金融・保険業 | 89 | (1.0) | 106 | (1.2) | 110 | (1.2) | 88 | (1.0) | 107 | (1.3) |
| 不動産業 | 4 | (0.0) | 5 | (0.1) | 13 | (0.1) | 19 | (0.2) | 36 | (0.4) |
| サービス業 | 1,458 | (15.8) | 1,708 | (18.8) | 1,896 | (20.8) | 1,938 | (21.9) | 1,804 | (21.7) |
| 公務 | 218 | (2.4) | 228 | (2.5) | 200 | (2.2) | 180 | (2.0) | 180 | (2.2) |
| ※分類不能の産業 | 3 | (0.0) | 4 | (0.0) | 4 | (0.0) | 34 | (0.4) | 232 | (2.8) |

資料:「国勢調査」



3 子どもの状況と子育ての実態

(1) 子どもの心身の発育と発達の状況

妊娠届出数は、各年によって違いはありますが120人前後で推移し、平成24年度には128人となっています。

表 12 妊娠届出状況

(単位:人)

| | 届出数 | 年 齢 | | | | |
|----------|-----|-------|---------|---------|---------|--------|
| | | ～19 歳 | 20～24 歳 | 25～29 歳 | 30～35 歳 | 35 歳以上 |
| 平成 19 年度 | 129 | 1 | 24 | 44 | 42 | 18 |
| 平成 20 年度 | 149 | 3 | 22 | 63 | 47 | 14 |
| 平成 21 年度 | 119 | 1 | 17 | 36 | 41 | 24 |
| 平成 22 年度 | 133 | 3 | 17 | 44 | 48 | 21 |
| 平成 23 年度 | 116 | 1 | 17 | 43 | 35 | 20 |
| 平成 24 年度 | 128 | 0 | 22 | 44 | 36 | 26 |
| 平成 25 年度 | 116 | 2 | 19 | 30 | 39 | 26 |

資料:保健福祉センター

妊婦一般健康診査受診票は、平成19年度までは1人2回受診分交付(20歳未満・35歳以上の産婦は3回受診分交付)でしたが、平成20年度は1人5回受診分、平成21年3月10日以降は1人14回受診分を交付しています。

表 13 妊婦一般健康診査受診状況

(単位:人)

| | 受診票交付数 | 受診実人数 | 受診延人数 | 精健受診数 |
|----------|--------|-------|-------|-------|
| 平成 19 年度 | 286 | 180 | 277 | 0 |
| 平成 20 年度 | 1,328 | - | 730 | - |
| 平成 21 年度 | 1,890 | - | 1,512 | - |
| 平成 22 年度 | 1,993 | - | 1,549 | - |
| 平成 23 年度 | 1,887 | 132 | 1,623 | - |
| 平成 24 年度 | 1,963 | 135 | 1,582 | - |
| 平成 25 年度 | 1,818 | 127 | 1,463 | - |

資料:保健福祉センター

乳児の健やかな成長と病気の早期発見を目的として、乳児1人につき乳児一般健康診査受診票を3回交付しています。

表 14 乳児一般健康診査受診状況

(単位:人)

| | 受診票交付数 | 受診実人数 | 受診延人数 | 精健受診数 |
|----------|--------|-------|-------|-------|
| 平成 19 年度 | 422 | 148 | 371 | 0 |
| 平成 20 年度 | 411 | - | 351 | - |
| 平成 21 年度 | 410 | - | 359 | - |
| 平成 22 年度 | 386 | - | 309 | - |
| 平成 23 年度 | 418 | 147 | 340 | - |
| 平成 24 年度 | 378 | 129 | 359 | - |
| 平成 25 年度 | 368 | 127 | 319 | - |

資料:保健福祉センター

乳幼児期の健康診査と、育児・栄養・歯科相談を行うために、4～5か月児の乳児健診と、1歳6か月児、2歳6か月児、3歳6か月児の健康診査を実施しています。

乳幼児健康診査後に精密検査が必要な場合は、乳幼児精密健康診査受診票を交付し、受診奨励に努めています。

表 15 乳児健診実施状況

(単位:人、%、回)

| | 対象数 | 受診数 | 受診率 | 実施回数 | 精健受診数 |
|----------|-----|-----|-------|------|-------|
| 平成 19 年度 | 134 | 131 | 97.8 | 8 | 2 |
| 平成 20 年度 | 124 | 123 | 99.1 | 8 | 1 |
| 平成 21 年度 | 151 | 147 | 97.4 | 9 | 5 |
| 平成 22 年度 | 118 | 118 | 100.0 | 9 | 2 |
| 平成 23 年度 | 127 | 124 | 97.6 | 9 | 3 |
| 平成 24 年度 | 133 | 130 | 97.7 | 9 | 2 |
| 平成 25 年度 | 117 | 117 | 100.0 | 8 | 3 |

資料:保健福祉センター

表 16 1歳6か月児健診実施状況

(単位:人、%、回)

| | 対象数 | 受診数 | 受診率 | 実施回数 | 精健受診数 |
|----------|-----|-----|------|------|-------|
| 平成 19 年度 | 131 | 127 | 96.9 | 6 | 4 |
| 平成 20 年度 | 146 | 138 | 94.5 | 7 | 0 |
| 平成 21 年度 | 129 | 124 | 96.1 | 8 | 5 |
| 平成 22 年度 | 145 | 143 | 98.6 | 8 | 6 |
| 平成 23 年度 | 128 | 127 | 99.2 | 8 | 3 |
| 平成 24 年度 | 133 | 129 | 97.0 | 8 | 3 |
| 平成 25 年度 | 137 | 131 | 95.6 | 8 | 8 |

資料:保健福祉センター

表 17 2歳6か月児健診実施状況

(単位:人、%、回)

| | 対象数 | 受診数 | 受診率 | 実施回数 | 精健受診数 |
|----------|-----|-----|------|------|-------|
| 平成 19 年度 | 145 | 124 | 85.5 | 6 | 0 |
| 平成 20 年度 | 139 | 113 | 81.3 | 6 | 0 |
| 平成 21 年度 | 127 | 74 | 58.3 | 個別健診 | - |
| 平成 22 年度 | 139 | 114 | 82.0 | 個別健診 | - |
| 平成 23 年度 | 137 | 109 | 79.6 | 個別健診 | - |
| 平成 24 年度 | 120 | 93 | 77.5 | 個別健診 | - |
| 平成 25 年度 | 132 | 87 | 65.9 | 個別健診 | - |

資料:保健福祉センター

表 18 3歳6か月児健診実施状況

(単位:人、%、回)

| | 対象数 | 受診数 | 受診率 | 実施回数 | 精健受診数 |
|----------|-----|-----|------|------|-------|
| 平成 19 年度 | 159 | 136 | 85.5 | 7 | 14 |
| 平成 20 年度 | 147 | 138 | 93.9 | 7 | 9 |
| 平成 21 年度 | 135 | 125 | 92.6 | 8 | 8 |
| 平成 22 年度 | 139 | 130 | 93.5 | 8 | 13 |
| 平成 23 年度 | 134 | 132 | 98.5 | 8 | 6 |
| 平成 24 年度 | 140 | 134 | 95.7 | 8 | 7 |
| 平成 25 年度 | 128 | 126 | 98.4 | 8 | 16 |

資料:保健福祉センター

(2) 療育事業及び家庭訪問

言葉、運動、精神の発達において支援が必要な子どもと保護者を対象に療育教室(チューリップひろば)を開催しています。子どもへの個別支援や、発達の促進、保護者への相談業務を行っています。

平成19年度まではたんぽぽ保育園で実施していましたが、平成20年度からは子育て支援センターで実施しています。

表 19 療育教室(チューリップひろば)

(単位:人、回)

| | 実施回数 | 参加人数 | 参加延人数 | 発達相談数 |
|--------|------|------|-------|-------|
| 平成19年度 | 18 | 16 | 102 | 5 |
| 平成20年度 | 20 | 14 | 100 | 9 |
| 平成21年度 | 20 | 12 | 81 | - |
| 平成22年度 | 25 | 14 | 100 | - |
| 平成23年度 | 25 | 23 | 161 | - |
| 平成24年度 | 34 | 22 | 183 | - |
| 平成25年度 | 34 | 20 | 153 | - |

資料:保健福祉センター

助産師または保健師が産婦および生後4か月以内の乳児のいるお宅を訪問し、産婦の健康相談・育児相談と、赤ちゃんの発育・発達・栄養状態等の確認を行っています。親子の心身の状況や養育環境などを把握し、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、養育に関する指導、助言をしています。

表 20 乳児家庭全戸訪問事業

(単位:件)

| | 対象者 | 実施件数 |
|--------|-----|------|
| 平成20年度 | 137 | 85 |
| 平成21年度 | 122 | 67 |
| 平成22年度 | 124 | 105 |
| 平成23年度 | 129 | 115 |
| 平成24年度 | 124 | 108 |
| 平成25年度 | 117 | 104 |

資料:保健福祉センター

4 子育て支援サービスの提供と利用の動向

(1) 就学前児童の状況

認可保育所では、児童の保護者が仕事や病気などで日中家庭で保育ができない家庭の児童が入所しています。

町内の認可保育所は3か所（私立）となっています。平成20年10月に、たんぽぽ保育園の定員を増やし、平成24年度からは、たいよう保育園が開所しました。

町内の町立幼稚園は平成19年3月に金ヶ崎幼稚園、西幼稚園が閉園となりましたが、4園開設しています。入園者数は年々減少傾向にあります。

表 21 保育所(園)児童数⁵の推移

(単位:か所、人)

| | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 町内施設数 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 3 | 3 |
| 0歳 | 36 | 36 | 40 | 35 | 39 | 58 | 52 |
| 1・2歳 | 94 | 112 | 112 | 103 | 96 | 101 | 130 |
| 3歳 | 59 | 57 | 56 | 68 | 53 | 61 | 45 |
| 4歳以上 | 113 | 119 | 113 | 109 | 125 | 125 | 118 |
| 合計 | 302 | 324 | 321 | 315 | 313 | 345 | 345 |

資料:平成20年度まで福祉行政報告例、平成21年度以降(各年度3月1日現在)

表 22 幼稚園児童数の推移

(単位:人)

| | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 町内施設数 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| 3歳児 | 79 | 87 | 73 | 72 | 66 | 66 | 67 |
| 4歳児 | 82 | 92 | 93 | 79 | 72 | 78 | 70 |
| 5歳児 | 102 | 88 | 93 | 95 | 80 | 71 | 78 |
| 合計 | 263 | 267 | 259 | 246 | 218 | 215 | 215 |

資料:学校基本調査(各年度5月1日現在)

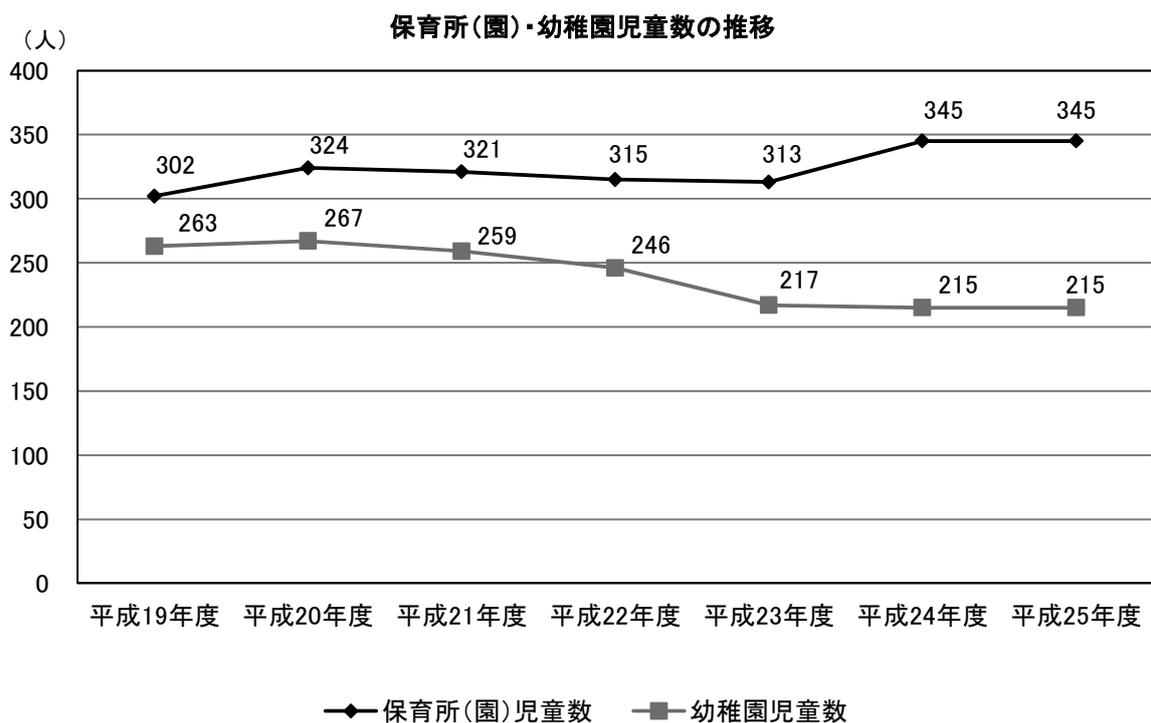
⁵保育所(園)児童数は町内保育園施設のほか、他市町村の保育所(園)に入所している児童も含まれます。

表 23 幼稚園別児童数の推移

(単位:人)

| | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 六原幼稚園 | 54 | 52 | 58 | 51 | 44 | 38 | 39 |
| 三ヶ尻幼稚園 | 35 | 32 | 37 | 39 | 34 | 40 | 34 |
| 永岡幼稚園 | 44 | 45 | 37 | 33 | 31 | 30 | 33 |
| 南方幼稚園 | 130 | 138 | 127 | 123 | 108 | 107 | 109 |
| 計 | 263 | 267 | 259 | 246 | 217 | 215 | 215 |

資料:平成22年度までは学校基本調査(各年度5月1日現在)、それ以降は金ヶ崎町



(2) 保育サービス等の状況

① 保育園

町内の保育園は3園あり、金ヶ崎保育園（定員120名）、たんぼぼ保育園（定員120名）、たいよう保育園（定員60名）となっています。

保護者の就労形態の多様化に伴う保育ニーズに応え、生後2か月児から預かり、通常8時から18時までの開所時間のところ、19時まで1時間の延長保育を実施しています。

また、平成18年度から日曜日・祝日における休日保育を金ヶ崎保育園とたんぼぼ保育園に在園している児童を対象に金ヶ崎保育園で実施しています。

その他、障がいのある児童についても、障がいのない児童との集団保育の中で発達に合わせた保育を行っています。

表 24 保育園延長保育事業(月平均利用児童数)

(単位:人)

| | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 金ヶ崎保育園 | 25 | 23 | 23 | 33 | 24 | 22 | 16 |
| たんぼぼ保育園 | 11 | 8 | 15 | 17 | 17 | 16 | 16 |
| たいよう保育園 | - | - | - | - | - | 3 | 6 |
| 計 | 36 | 31 | 38 | 50 | 41 | 41 | 38 |

資料:保健福祉センター

表 25 保育園休日保育事業

(単位:人)

| | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 実利用人数 | 4 | 5 | 12 | 8 | 9 | 1 | 1 |
| 延べ人数 | 25 | 16 | 47 | 42 | 63 | 12 | 13 |

資料:保健福祉センター

表 26 保育園重度障がい児保育

(単位:人)

| | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 金ヶ崎保育園 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 3 | 1 |
| たんぼぼ保育園 | 2 | 2 | 1 | 3 | 5 | 4 | 5 |
| 他市町村 保育所(園) | 1 | 0 | - | - | - | - | - |
| 計 | 4 | 3 | 2 | 3 | 5 | 7 | 6 |

資料:保健福祉センター

② 幼稚園

町内幼稚園は4園あり、六原幼稚園（定員80名）、三ヶ尻幼稚園（定員60名）、永岡幼稚園（定員100名）、南方幼稚園（定員180名）となっています。

家庭の事情により希望する園児に対して教育時間終了後から18時まで保育する預かり保育を町内全幼稚園で実施しています。預かり保育には、長期預かり保育（1か月以上の預かり保育）と一時預かり保育（1日または数日の一時的な預かり保育）があります。また、南方幼稚園では朝7時30分からと、夕方19時までの預かり保育延長を行っています。

表 27 幼稚園の預かり保育事業（長期預かり）

（単位：人）

| | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 六原幼稚園 | 6 | 11 | 16 | 10 | 15 | 14 | 14 |
| 三ヶ尻幼稚園 | 10 | 7 | 4 | 5 | 3 | 9 | 7 |
| 永岡幼稚園 | 3 | 2 | 3 | 4 | 1 | 5 | 7 |
| 南方幼稚園 | 16 | 30 | 21 | 20 | 21 | 19 | 14 |
| 計 | 35 | 50 | 44 | 39 | 40 | 47 | 42 |

資料：教育委員会

表 28 幼稚園の預かり保育事業（一時預かり）

（単位：人）

| | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 六原幼稚園 | 23 | 30 | 34 | 28 | 18 | 18 | 11 |
| 三ヶ尻幼稚園 | 24 | 23 | 21 | 18 | 14 | 31 | 18 |
| 永岡幼稚園 | 16 | 12 | 11 | 16 | 13 | 10 | 20 |
| 南方幼稚園 | 53 | 74 | 50 | 54 | 48 | 57 | 56 |
| 計 | 116 | 139 | 116 | 116 | 93 | 116 | 105 |

資料：教育委員会

表 29 幼稚園の預かり保育延長（南方幼稚園）

（単位：人）

| | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 長期預かり | 19 | 14 | 14 | 14 | 17 | 20 |

資料：教育委員会

(3) 学童保育所の状況

学童保育所（放課後児童健全育成事業）は、放課後に家庭に帰っても保護者がいない児童の育成及び指導を行うため、遊びを取り入れた健全育成をする場として開設されています。平日の学校終了後から18時まで利用でき、土曜日や長期休業時も利用されています。金ヶ崎第1、第2学童保育所では延長申込み児童は19時まで利用できます。

町内には小学校が5校あり、児童数は各小学校で少しずつ減少しています。しかし、学童保育所（放課後児童健全育成事業）へのニーズは高まり、4か所あった学童保育所は平成20年と平成22年に1か所ずつ増設され、全学区に学童保育所が開設されています。

金ヶ崎第一、金ヶ崎第二保育所、三ヶ尻学童保育所、永岡学童保育所、北部学童保育所及び西学童保育所の6か所すべてを金ヶ崎町社会福祉協議会が運営しています。

表 30 小学校児童数の推移

(単位:人)

| | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 金ヶ崎小学校 | 415 | 458 | 465 | 479 | 458 | 443 | 433 |
| 第一小学校 | 177 | 177 | 169 | 165 | 166 | 160 | 152 |
| 永岡小学校 | 116 | 102 | 104 | 103 | 111 | 101 | 92 |
| 三ヶ尻小学校 | 95 | 97 | 105 | 120 | 125 | 135 | 119 |
| 西小学校 | 51 | 54 | 55 | 62 | 68 | 71 | 70 |
| 計 | 854 | 888 | 898 | 929 | 928 | 910 | 866 |

資料:平成22年度までは「学校基本調査」(各年度5月1日現在)、平成23年度以降は岩手県教育委員会「学校一覧」(各年度5月1日現在)

表 31 学童保育所の状況

(単位:人)

| | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 金ヶ崎第1学童保育所 | 118 | 110 | 109 | 50 | 54 | 61 | 55 |
| 金ヶ崎第2学童保育所 | - | - | - | 57 | 53 | 59 | 48 |
| 三ヶ尻学童保育所 | 33 | 23 | 21 | 15 | 20 | 23 | 22 |
| 永岡学童保育所 | 19 | 16 | 15 | 13 | 18 | 15 | 19 |
| 北部学童保育所 | 32 | 38 | 37 | 35 | 36 | 41 | 32 |
| 西学童保育所(風っ子クラブ) | - | 9 | 19 | 14 | 22 | 22 | 18 |
| 計 | 202 | 196 | 201 | 184 | 203 | 221 | 194 |

資料:保健福祉センター

(4) 子育て支援事業の状況

① パパママセミナー

妊娠、出産、育児について知識普及と夫の育児参加への啓発を図り、安心して出産育児に臨めるよう、また、参加者同士の交流の場として保健福祉センターでパパママセミナーを開催しています。

表 32 パパママセミナー (単位:回、人)

| | 実施回数 | 参加人数 | |
|----------|------|------|----|
| | | 妊婦 | 夫 |
| 平成 19 年度 | 5 | 23 | 16 |
| 平成 20 年度 | 6 | 31 | 23 |
| 平成 21 年度 | - | - | - |
| 平成 22 年度 | - | - | - |
| 平成 23 年度 | - | - | - |
| 平成 24 年度 | 1 | 14 | |
| 平成 25 年度 | 3 | 35 | |

資料:保健福祉センター

② 離乳食教室

4～6か月の乳児の保護者等を対象にして離乳食に関する具体的な進め方を講話や実演、試食等を通して学ぶための教室を開催しています。

表 33 離乳食教室 (単位:回、人)

| | 実施回数 | 参加人数 |
|----------|------|------|
| 平成 19 年度 | 4 | 51 |
| 平成 20 年度 | 4 | 41 |
| 平成 21 年度 | 4 | 43 |
| 平成 22 年度 | 4 | 31 |
| 平成 23 年度 | 4 | 45 |
| 平成 24 年度 | 4 | 44 |
| 平成 25 年度 | 4 | 36 |

資料:保健福祉センター

③ 一時預かり事業

保護者の都合により緊急または一時的に乳幼児の保育が必要な場合や、保護者の育児疲れを解消するために、たんぽぽ保育園では一時預かりを実施しています。保育所を利用していない乳幼児を対象として、平日の7時30分から18時までの間、週に3日以内の利用が可能です。

表 34 たんぽぽ保育園一時預かり事業 (単位:人)

| | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 実利用人数 | 70 | 68 | 51 | 51 | 40 | 45 | 39 |
| 延べ人数 | 701 | 600 | 601 | 252 | 239 | 292 | 294 |

資料:保健福祉センター

④ 子育て支援センター事業

子育て支援センターは、子育て家庭に対する育児支援事業を総合的に行うことを目的に設置されました。妊娠中の女性や、0歳から5歳までの子どもを育てている家族のために、育児不安や悩みの相談、子どもの遊びの場を提供しています。平成11年から金ヶ崎保育園が地域子育て支援として開始しましたが、平成19年7月1日からは地域子育て拠点事業として金ヶ崎町から社会福祉法人愛護会へ委託し開設しています。

開所時間は10時から16時までで、平日及び土曜日に無料で利用できます。スタッフは通常2～4名常駐しています。相談事業は来所による育児相談の他に、メールでの「子育てメール相談」も行っています。

表 35 子育て支援センター来所者数

(単位:人、件)

| | 児童 | 同伴者 | 子育て相談 |
|----------|-------|-------|-------|
| 平成 20 年度 | 4,168 | 3,545 | 227 |
| 平成 21 年度 | 5,249 | 4,296 | 271 |
| 平成 22 年度 | 4,138 | 3,756 | 328 |
| 平成 23 年度 | 4,831 | 4,026 | 421 |
| 平成 24 年度 | 4,675 | 3,875 | 393 |
| 平成 25 年度 | 4,163 | 3,547 | 386 |

資料:保健福祉センター

表 36 子育て支援センターの主な活動

| 区 分 | 内 容 |
|---------|--|
| 年間行事 | 7月 夏まつり 9月 運動会ごっこ 10月 えんそくごっこ 12月 クリスマス会 2月 ひなまつり会 |
| 子育て支援講座 | ・親子でふれあいリズム遊び ・乳幼児期の愛着の大切さについて ・乳幼児期の健康について ・ママのメンタルリフレッシュ |
| 月例行事 | ・あそびのひろば開催 毎月第1金曜日 0歳児の親子のあそび 毎月第3金曜日 1歳児の親子のあそび 毎月第4金曜日 2・3歳児の親子のあそび ・はじめてのママの集い ・パパの日デー ・外国出身ママの集い 月2回木曜日 ・ママの健康ヨーガ 月2回 |

5 子ども・子育て支援ニーズ調査結果の概要

(1) 調査の概要

① 調査の目的

本調査は「金ケ崎町子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたり、就学前児童及び就学児を対象にその保護者から子育て支援や様々なサービスに対する意見などを把握し、計画づくりの基礎資料を得ることを目的としました。

② 調査の種類と対象者

| 調査の種類 | 対象者 |
|------------|-----------------------------|
| 就学前児童保護者調査 | 町内在住の就学前児童を持つ保護者を対象 |
| 就学児保護者調査 | 町内在住の就学児童（1年生～4年生）を持つ保護者を対象 |

③ 調査方法

- ・ 幼稚園や保育所、小学校等の施設を利用している保護者：施設を通しての配布・回収
- ・ 幼稚園や保育所等の施設を利用していない保護者：郵送による配布・回収

④ 調査時期

- ・ 平成 25 年 12 月 13 日から平成 25 年 12 月 20 日

⑤ 配布数と回収数

| 調査の種類 | 配布数 | 回収数 | 回収率 |
|------------|-----|-----|-------|
| 就学前児童保護者調査 | 658 | 520 | 79.0% |
| 就学児保護者調査 | 591 | 540 | 91.4% |

⑥ 調査結果の留意点・見方

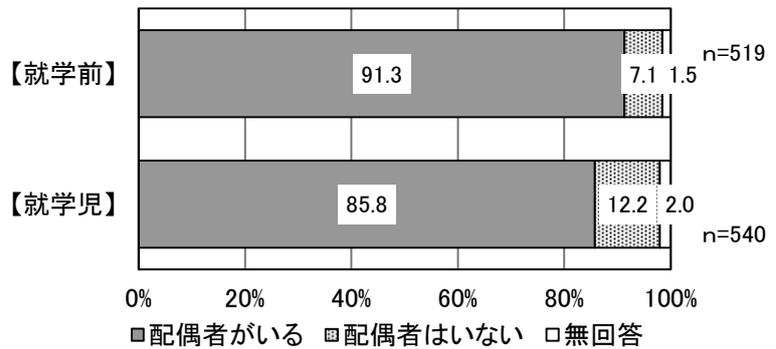
- ・ 図表の数値（％）は、全て小数点以下第 2 位を四捨五入して表示。そのため、単数回答を求めた設問でも、比率の合計が 100%にならない場合があります。
- ・ 複数回答を求めた設問では、比率の合計が 100%を超える場合があります。

(2) 調査結果の要約

① 家族の状況

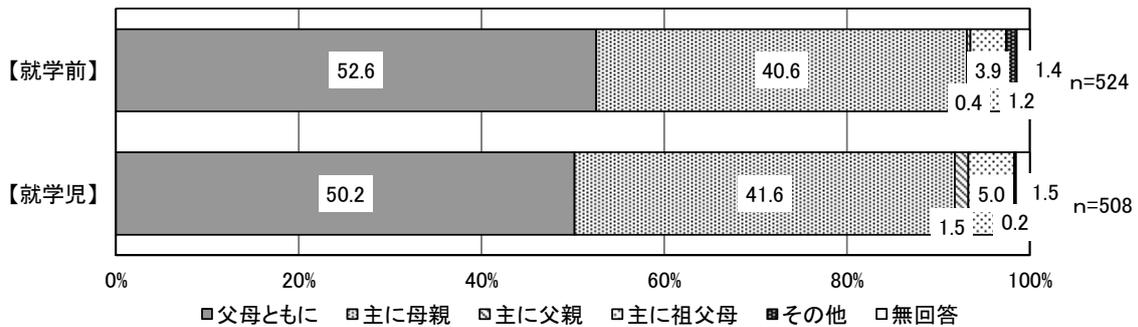
(ア) 回答者の配偶者

就学前・就学児ともに「配偶者がいる」が約9割、「配偶者はいない」は1割前後



(イ) 子育て（教育を含む）を主に行っている人

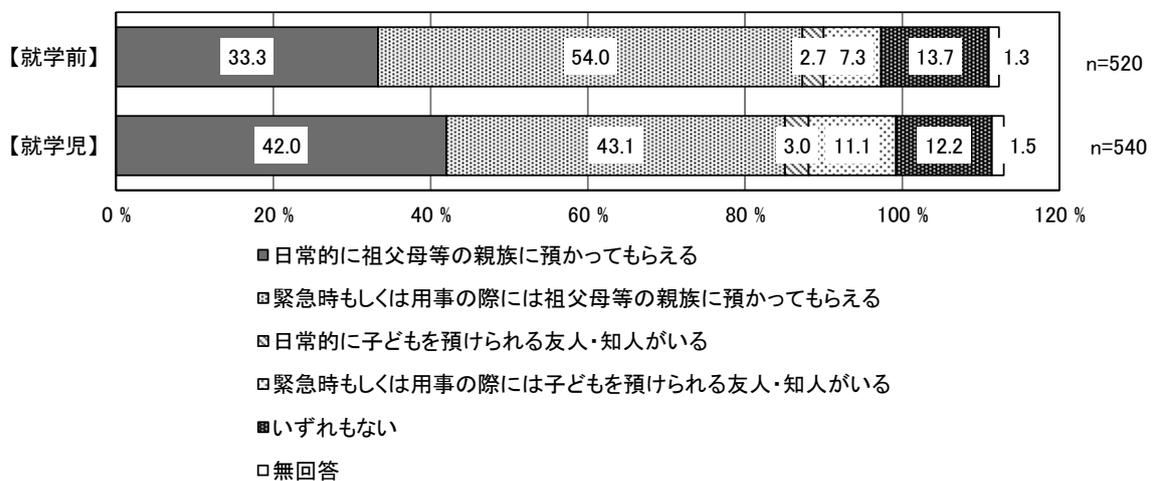
就学前・就学児ともに「父母ともに」が5割、「主に母親」が4割



② 子どもの育ちをめぐる環境について

(ア) 日頃、子どもをみてくれる人（複数回答）

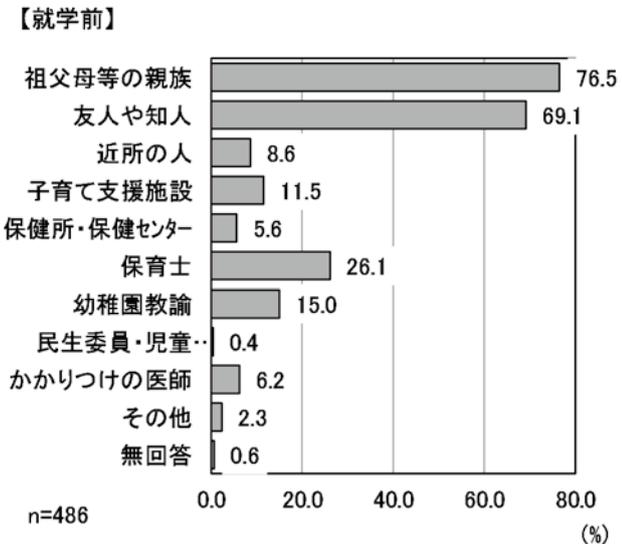
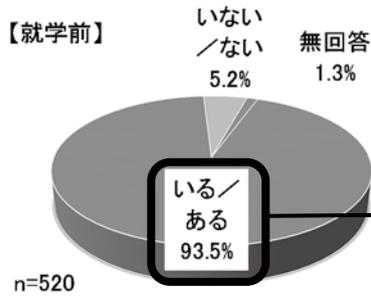
就学児よりも就学前の方が、「日常的に」預かってくれる人がいる割合が若干低い



(イ) 子育てをする上での相談相手や相談場所

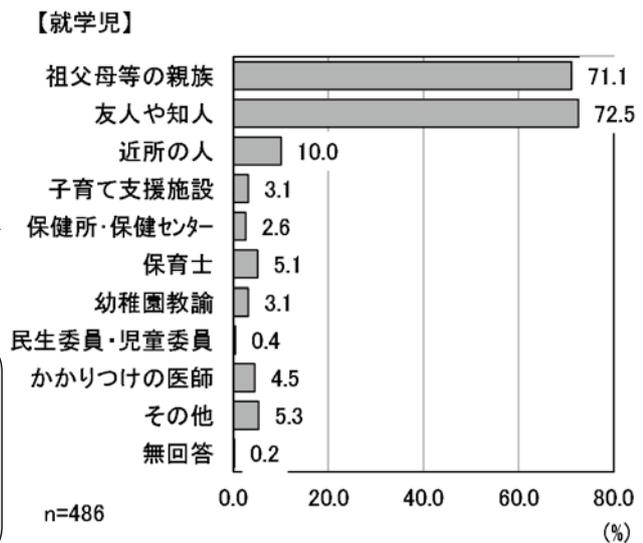
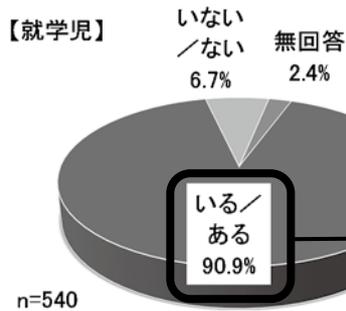
就学前・就学児ともに相談相手や相談場所が「いる／ある」が9割

そのうち、相談相手や相談場所はどちらも「祖父母等の親族」「友人や知人」が7割程度



○就学前

- 1位 祖父母等の親族 (76.5%)
- 2位 友人や知人 (69.1%)
- 3位 保育士 (26.1%)
- 4位 幼稚園教諭 (15.0%)



○就学児

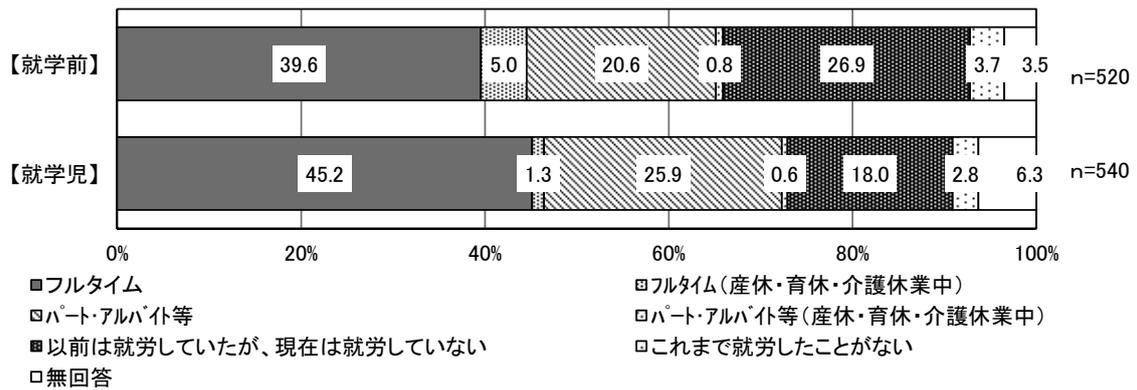
- 1位 友人や知人 (72.5%)
- 2位 祖父母等の親族 (71.1%)
- 3位 近所の人 (10.0%)

③ 保護者の就労状況について

(ア) 母親の就労状況

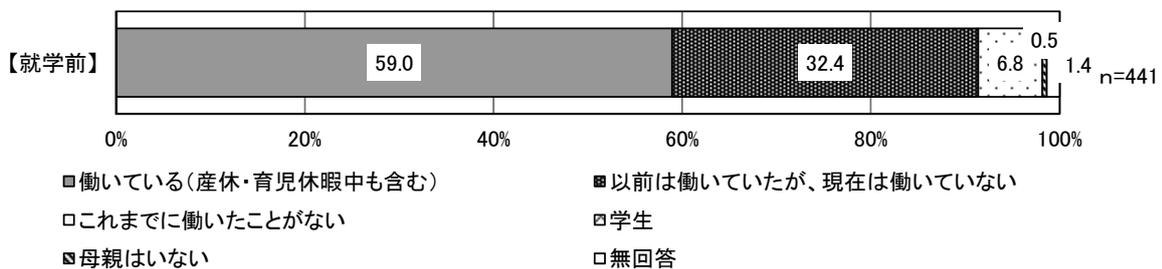
就学前・就学児ともにフルタイム（休業中含み）が約45%、パート・アルバイト等（休業中含み）が2割超

現在就労していない母親は就学前30.6%、就学児20.8%



資料) 平成13年度 子育てに関する調査

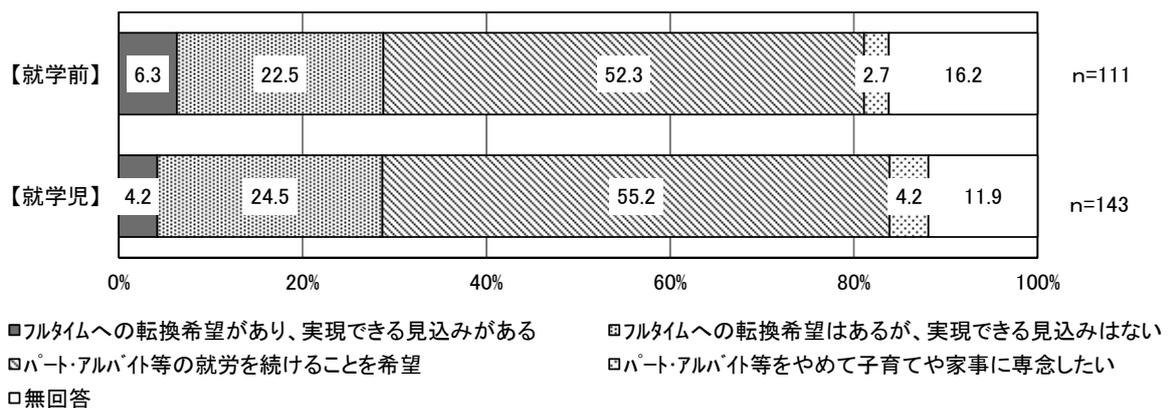
平成13年の調査に比べ就学前では「働いている」割合が7ポイント増加



(イ) 母親のフルタイムへの転換希望

就学前・就学児ともにフルタイムへの転換希望有りは約3割

パート・アルバイト等の継続希望が5割以上



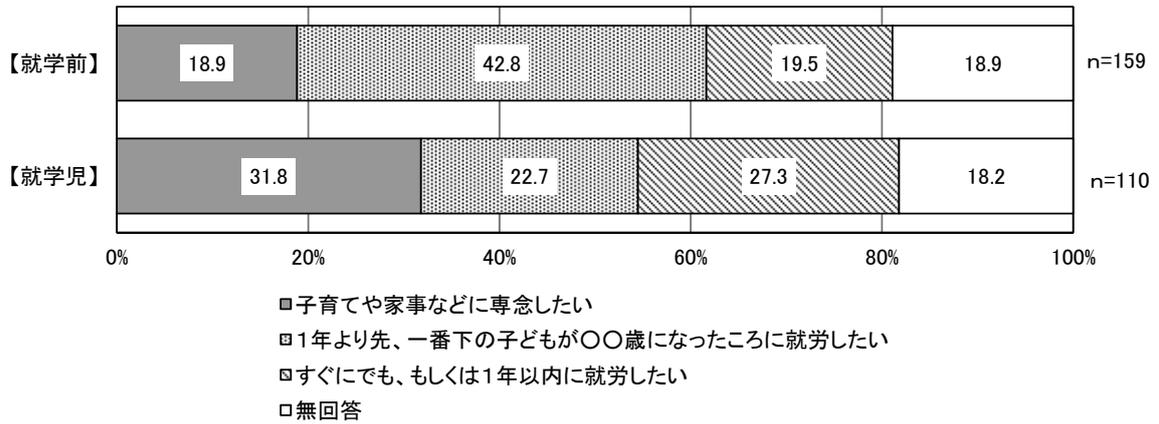
(ウ) 就労していない母親の就労希望

○就学前

- ・就労希望あり（1年より先）（42.8%）
- ・就労希望あり（1年以内）（19.5%）
- ・就労希望なし（18.9%）

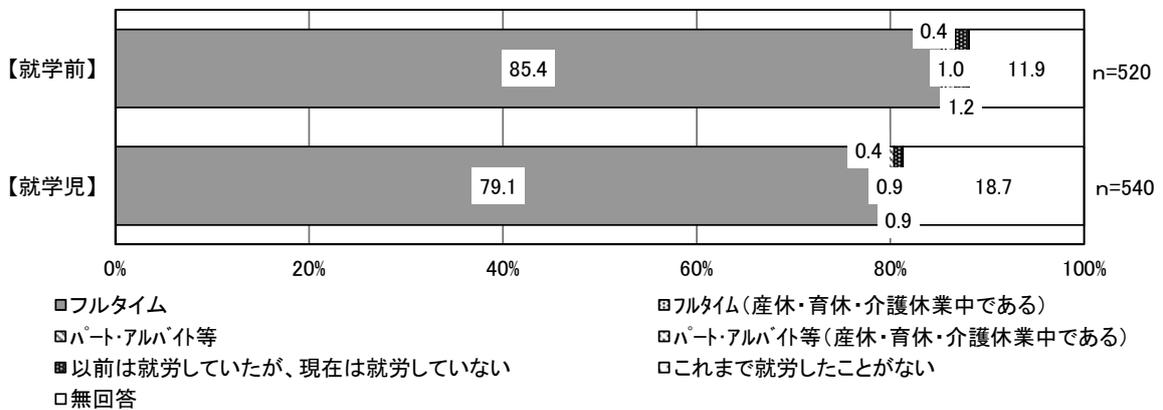
○就学児

- ・就労希望なし（31.8%）
- ・就労希望あり（1年以内）（27.3%）
- ・就労希望あり（1年より先）（22.7%）



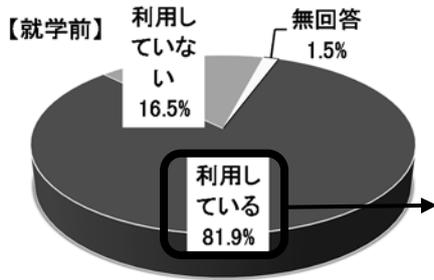
(エ) 父親の就労状況

就学前・就学児ともにフルタイムが8割程度



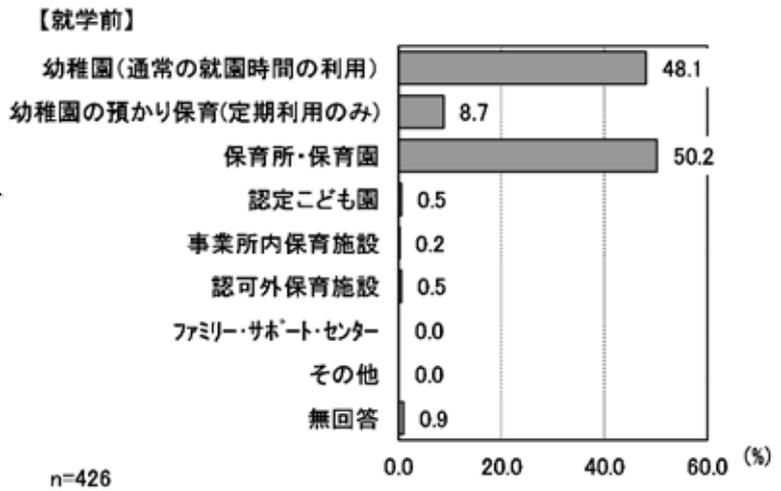
④ 幼稚園・保育所等の利用について

(ア) 利用している教育・保育事業（複数回答）



8割以上が教育・保育事業を利用

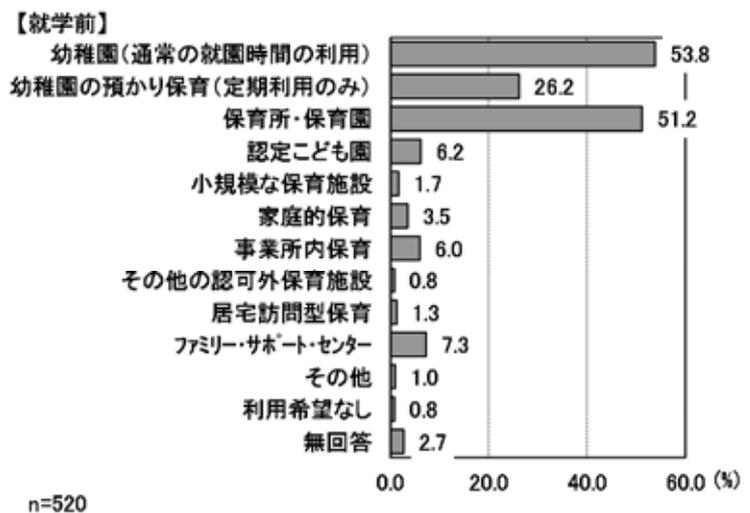
- ・ 0歳 (16.7%)
- ・ 1歳 (62.8%)
- ・ 2歳 (62.0%)
- ・ 3歳 (67.6%)
- ・ 4歳 (99.1%)
- ・ 5歳 (98.2%)
- ・ 6歳 (96.7%)



- 1位 保育所・保育園 (50.2%)
- 2位 幼稚園 (48.1%)
- 3位 幼稚園の預かり保育 (8.7%)

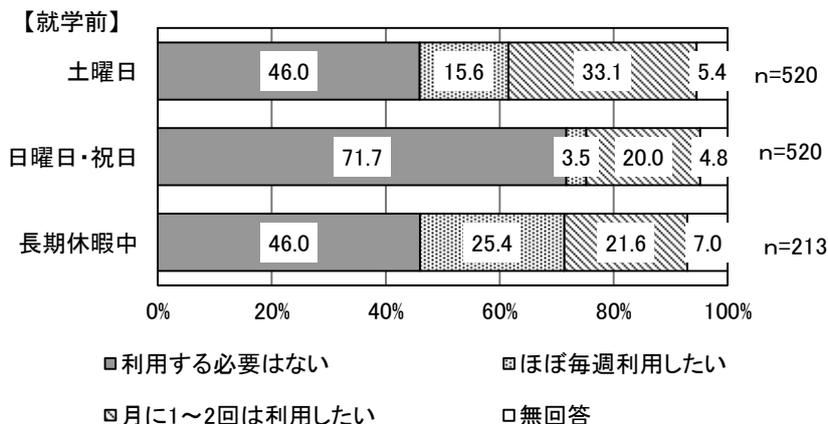
(イ) 定期的に利用を希望する教育・保育事業（複数回答）

- 1位 幼稚園 (53.8%)
- 2位 保育所・保育園 (51.2%)
- 3位 幼稚園の預かり保育 (26.2%)



(ウ) 平日以外の教育・保育事業の利用意向

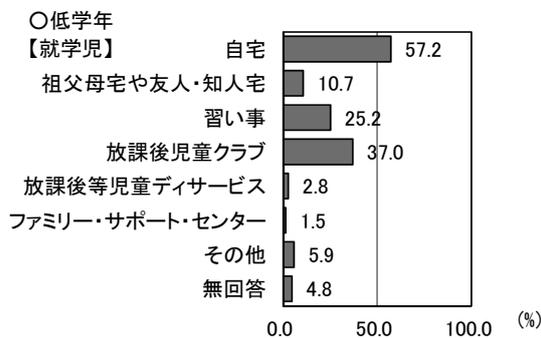
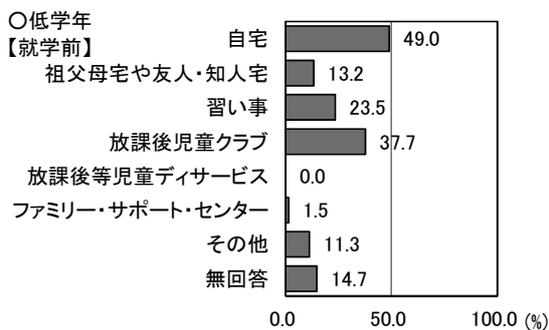
- 土曜日
 - ・利用したい (48.7%)
 - ・利用しない (46.0%)
- 日曜日・祝日
 - ・利用したい (23.5%)
 - ・利用しない (71.7%)
- 長期休暇中
 - ・利用したい (47.0%)
 - ・利用しない (46.0%)



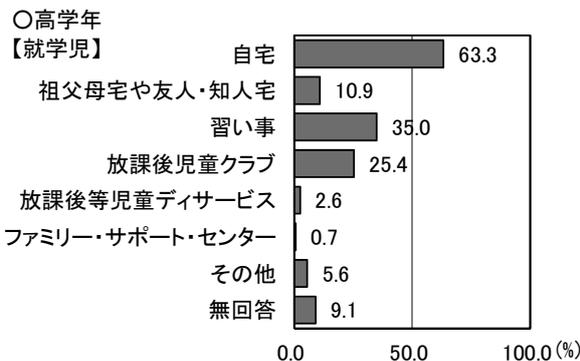
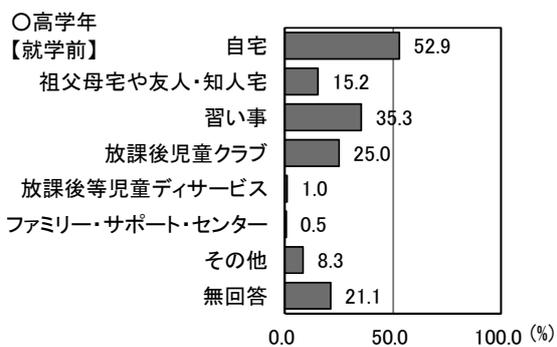
⑤ 小学校就学後の放課後の過ごし方について

(ア) 小学校就学後、放課後をどのような場所で過ごさせたいか (複数回答)

- 低学年のうち
1位 自宅 2位 放課後児童クラブ 3位 習い事

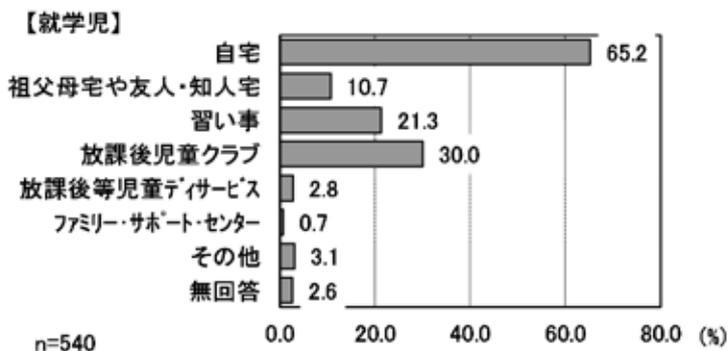


- 高学年のうち
1位 自宅 2位 習い事 3位 放課後児童クラブ



(イ) 放課後児童クラブの利用状況（複数回答）

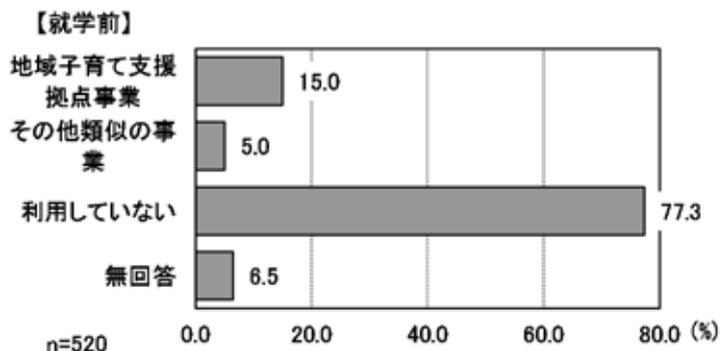
- 1位 自宅 (65.2%)
- 2位 放課後児童クラブ (30.0%)
- 3位 習い事 (21.3%)



⑥ 子育て支援について

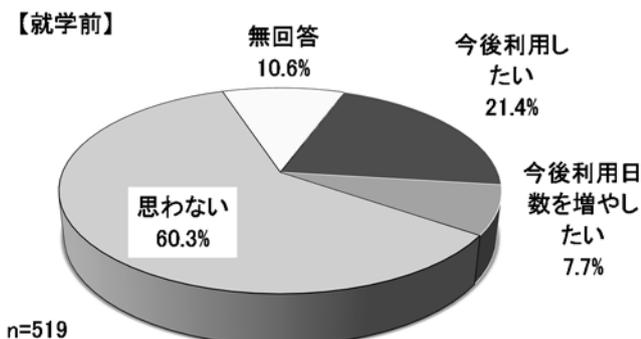
(ア) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）などの利用状況（複数回答）

- ・利用していない (77.3%)
- ・利用している (20.0%)



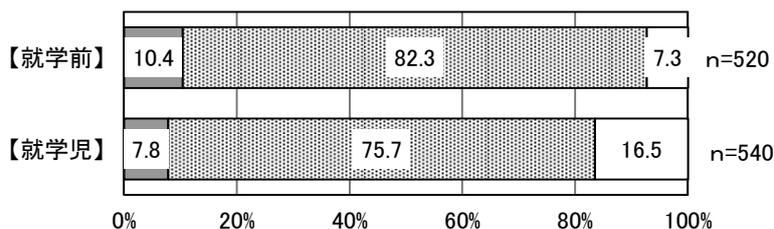
(イ) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）などを今後利用したい、あるいは、利用日数を増やしたいか

- ・利用しない (60.3%)
- ・利用したい、利用を増やしたい (29.1%)



(ウ) ファミリー・サポート・センターの提供会員として支援できるか

- ・支援できない→8割程度
- ・支援できる→1割程度 (計 96人)



■提供会員として支援ができる □提供会員として支援はできない ○無回答

6 現状と課題の整理

- 保護者の就労希望を満たせるように、すべての子どもと子育て家庭が子ども・子育て支援新制度を適切に利用できる仕組みづくりが重要です。
- 増加する保育需要に対し、地域の実情を踏まえながら施設・サービス連携の下で対応するなど、子どもが健やかに育つ環境をさらに充実させることが重要です。
- 父母ともに子育てを行っている割合が高くないことから、家族みんなで子育てができ、そのことを支えることができる地域社会づくりが重要です。
- 核家族化の進行に伴い、孤立した子育てにならないよう、地域子育て支援拠点などにおける相談機能を充実させるとともに、子育ての仲間づくりができる場を増やし、親子の利用促進を図ることが重要です。
- 地域で子育てを支えている支援者同士のネットワークを充実させ、地域ぐるみの子育て支援を充実させることが重要です。

第2章 計画の基本的考え方

1 基本理念

平成 22 年 3 月に策定した「金ヶ崎子どもすくすくプラン」において、『家族すこやか地域が育むまち』を基本理念として掲げ、計画を推進してきました。

この考え方は、本町における子どもの育ちや子育てを支援・応援するうえで、変わらないものであると捉え、本計画においてもこの考えを踏襲します。

家族すこやか地域が育むまち

保護者が子育てについて、最も重要な責任を有するという基本的認識の下に、子育ての喜びを実感するとともに、子どもの最善の利益のために地域社会全体で子どもや子育て家庭の支援を総合的に進めます。

2 基本的な視点

基本理念を受け、この計画における基本的な視点を次の 9 点にまとめます。

(1) 子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるとともに、子どもの個性が最大限発揮されるように取組を進めます。

(2) 次代の親づくりの視点

子どもは次代の親となるものとの認識の下に、豊かに人間性を形成し、自立して家庭をもつことができるように取組を進めます。

(3) サービス利用者の視点

子育て家庭の生活実態や子育て支援に対するニーズの多様化に伴い、多様なニーズに対応できるように利用者の視点を踏まえた取組を進めます。

(4) 社会全体による支援の視点

保護者が子育てについて第一義的な責任を持つという認識のもと、行政はもとより企業や地域社会を含めた社会全体で子育て家庭や子育てしやすい環境となるように支援を進めます。

(5) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の視点

少子化の進行を抑えるとともに、誰もが安心して妊娠・出産・育児ができるように、切れ目のない情報提供や相談支援など各種支援に努めます。

(6) すべての子どもと家庭への支援の視点

子どもや子育て家庭が抱える不安や悩み事を解決するため、広くすべての子どもと子育て家庭への支援を進めます。

(7) 地域における社会資源の効果的な活用の視点

子育てに関する地域の社会資源を効果的に活用するとともに、各種公共施設の活用が行われるように取組を進めます。

(8) サービスの質の視点

サービスの質を確保するために、サービス提供の状況を評価するとともに、その情報を公開することや人材育成の面からの支援を進めます。

(9) 地域特性の視点

企業立地などによる産業構造の変化や地域における子育て家庭の状況の変化に対応できるように、柔軟な姿勢で取組を進めることができるように努めます。

3 施策の基本目標

本計画では、基本理念を実現するために、9つの基本的な視点を踏まえつつ、次の6つを基本目標として設定し施策を推進します。

(1) 地域における子育ての支援の充実

すべての家庭が安心して子育てができるよう、身近な地域における子ども・子育て支援として、育児の悩みや不安を抱える保護者が孤立しないよう相談支援体制などを充実させるとともに、これらの支援を行う関係者や関係機関の連携を強化し、社会全体で子育て家庭を支援する環境づくりを進めます。さらに、これらの情報をすべての子育て家庭に伝えることができるように、情報提供の充実を図るとともに、地域住民が子育てを支える担い手となることができる仕組みづくりを推進します。

(2) 母親と子どもの健康の確保及び増進

子どもを安心して産み育てられるよう、母子の健康保持・疾病の予防や早期発見に対する体制の充実を図るとともに、将来、生活習慣病になることがないように、幼少期からの食生活や生活習慣、思春期における飲酒や喫煙、性感染症、薬物などに関する正しい知識の普及・啓発を行います。

また、子どもの事故や病気などの正しい知識の啓発や予防に関する取組を行うとともに、必要なときに適切な医療が受けられるよう、医療体制の整備に努めます。

(3) 教育環境の整備と健全育成の充実

スポーツ・文化芸術活動、社会活動、環境教育などのさまざまな体験活動や、高齢者や外国人など、幅広い世代や地域内外の人々との交流の機会を通じて、子どもが個性を発揮し、主体性や創造性を育むとともに、子どもたちが将来に夢を抱くことができる環境づくりを進めます。

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

地域の中で、子どもが安心して、のびのび遊べるとともに、ゆとりを持って子どもを産み育てることができるように、子どもをはじめ、地域のすべての人が安全に、かつ安心して外出できるよう、道路交通環境の安全の確保やバリアフリー化などを推進します。また、住み慣れた地域において交通事故や犯罪などに巻き込まれないよう、関係機関や団体と連携した取組を進めます。

(5) ワーク・ライフ・バランスの推進

男女がともに仕事と子育てを両立できる社会をつくるため、企業の制度や環境の充実と、男女の固定的な性別役割分担意識の解消に向けて積極的に働きかけるとともに、地域住民への意識の啓発など社会全体が仕事と生活に関する理解を深められるよう努めます。

(6) 支援を必要とする子どもへの取組の充実

子どもの心身の発達に重大な影響を及ぼす児童虐待やいじめの問題など、子どもへの人権侵害が深刻化する中で、子ども自身が自らの権利に対する意識を持ち、自らを守る力を養うことができるよう人権教育を推進するとともに、虐待の発生予防、早期発見、早期対応に向け、関係機関と連携し、相談・支援の取組を進めます。

また、ひとり親家庭や発達の支援が必要な子どもなど、配慮を必要とする子どもや家庭への支援の充実に努めます。

Ⅲ 各論

第1章 事業量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、本計画を策定するにあたり「教育・保育を提供する区域」を定め、「区域ごとの量の見込み」や「確保方策」、「実施時期」を明記することになっています。

本町では、ニーズの増減に柔軟に対応するため、提供区域については町全体で1区域とします。

2 子どもの数の推計

当初計画では、計画期間である平成27年度から平成31年度の児童数を、コーホート変化率法により推計しましたが、平成29年度の間年の見直しにより平成27年から平成29年4月1日までの児童数実績値から社会増減、自然増減等を考慮に入れて、平成30年から平成31年までを推計しました。

| 年齢 | 実績値 | | | | | | 推計値 | |
|-----------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 |
| 0歳 | 133 | 120 | 112 | 115 | 117 | 124 | 120 | 117 |
| 1歳 | 126 | 136 | 121 | 114 | 114 | 120 | 123 | 119 |
| 2歳 | 129 | 123 | 133 | 125 | 111 | 116 | 119 | 122 |
| 3歳 | 132 | 124 | 124 | 139 | 122 | 110 | 115 | 118 |
| 4歳 | 138 | 132 | 125 | 128 | 139 | 120 | 109 | 114 |
| 5歳 | 142 | 137 | 134 | 126 | 128 | 145 | 119 | 108 |
| 小計 | 800 | 772 | 749 | 747 | 731 | 735 | 705 | 698 |
| 6歳 | 137 | 140 | 142 | 134 | 127 | 125 | 144 | 118 |
| 7歳 | 155 | 138 | 140 | 145 | 132 | 128 | 124 | 143 |
| 8歳 | 152 | 155 | 143 | 141 | 144 | 131 | 127 | 123 |
| 9歳 | 151 | 152 | 157 | 144 | 140 | 145 | 130 | 126 |
| 10歳 | 164 | 153 | 153 | 158 | 143 | 141 | 144 | 129 |
| 11歳 | 155 | 162 | 158 | 153 | 156 | 143 | 140 | 143 |
| 小計 | 914 | 900 | 893 | 875 | 842 | 813 | 809 | 782 |
| 合計 | 1,714 | 1,672 | 1,642 | 1,622 | 1,573 | 1,548 | 1,514 | 1,480 |

3 見込み量の算出方法について

本計画における見込み量の推計にあたり、推計人口とニーズ調査からの算出されたサービスの利用意向をもとに、計画期間における見込み量を算出しました。

(1) 算出項目

■教育・保育施設および地域型保育事業

| | 対象事業 | 対象年齢 |
|---|--------------------------------|------|
| 1 | 1号認定(認定こども園、幼稚園) | 3～5歳 |
| 2 | 2号認定のうち、幼稚園利用希望の家庭(認定こども園、幼稚園) | 3～5歳 |
| 3 | 2号認定(認定こども園、保育園) | 3～5歳 |
| 4 | 3号認定(認定こども園、保育園、地域型保育事業) | 0～2歳 |

■地域子ども・子育て支援事業

| | 対象事業 | 対象年齢 |
|----|----------------------------|-------|
| 1 | 利用者支援事業 | — |
| 2 | 地域子育て支援拠点事業 | 0～2歳 |
| 3 | 妊婦健康診査 | — |
| 4 | 乳児家庭全戸訪問事業 | 0歳 |
| 5 | 養育支援訪問事業 | 0～18歳 |
| 6 | 子育て短期支援事業(ショートステイ) | 0～5歳 |
| 7 | ファミリー・サポート・センター事業(就学児) | 6～11歳 |
| 8 | 一時預かり事業 | 0～5歳 |
| 9 | 延長保育事業 | 0～5歳 |
| 10 | 病児・病後児保育事業 | 0～11歳 |
| 11 | 放課後児童クラブ | 6～11歳 |
| 12 | 実費徴収に係る補足給付を行う事業 | — |
| 13 | 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 | — |

※「利用者支援事業」「実費徴収に係る補足給付を行う事業」「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」については、新規事業のためニーズ調査とは別に量の見込みを算出しました。

※「妊婦健康診査」「乳幼児家庭全戸訪問事業」「養育支援訪問事業」は事業の性質上、ニーズ調査とは別に量の見込みを算出しました。

(2) 算出方法

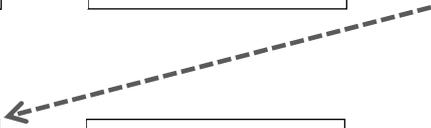
- コーホート変化率法により、平成 27～31 年度の 0～11 歳の子どもの人口を推計
- ニーズ調査結果の父親・母親の就労形態及び就労意向の形態（フルタイム、パートタイム、無業）から家庭類型を区分し、それぞれの家庭類型別の児童数を算出
- 家庭類型ごとに利用状況・利用意向から利用意向率を求め、それを年度ごとの児童数の推計値に掛け合わせ、ニーズ量を算出

(3) 量の見込み算出イメージ

■家庭類型別児童数の算出

$$\boxed{\text{推計児童数 (人)}} \times \boxed{\text{潜在家庭類型割合}} = \boxed{\text{家庭類型別児童数}}$$

■ニーズ量の算出

$$\boxed{\text{家庭類型別児童数}} \times \boxed{\text{利用意向率}} = \boxed{\text{ニーズ量}}$$


(4) 中間年見直しの算出方法

- 子どもの数の推計の見直しに当たっては、平成 27 年及び平成 28 年の 4 月 1 日の計画時の推計値と実績値を比較し、社会増減（転入数－転出数）や自然増減（出生数－死亡数）によるものかを分析し推計。
- 教育・保育の支給認定の量の見込みの見直しに当たっては、平成 27 年度から平成 29 年度の申込状況、保育の支給認定事由（求職活動、就労、妊娠・出産など）及び地域の実情等を踏まえ、支給認定区分ごとに支給認定割合を求め、それを年度ごとの児童数の推計値に掛け合わせ、ニーズ量を算出

<計算式>

$$\text{「子どもの数の推計」} \times \text{「支給認定割合」} = \text{「見直し後の量の見込み (人)」}$$

4 教育・保育給付

(1) 教育（幼稚園）

学校教育法に基づく教育機関で、保護者の就労状況にかかわらず3歳から入園できます。当初計画時は幼稚園預かり保育利用者を2号認定と想定しておりましたが、実態は教育（1号認定）を利用希望しておりますので平成30年度以降の2号認定は0人として量を見込んでおります。

【量の見込みと確保方策】

| | | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 |
|------------|------|------|------|------|------|------|
| 量の見込み ① | 1号認定 | 125人 | 122人 | 121人 | 136人 | 112人 |
| | 2号認定 | 69人 | 68人 | 67人 | 0人 | 0人 |
| 確保の内容 ② | 1号認定 | 125人 | 122人 | 121人 | 136人 | 115人 |
| | 2号認定 | 69人 | 68人 | 67人 | 30人 | 60人 |
| 差引 ②-① | | 0人 | 0人 | 0人 | 30人 | 63人 |

【確保の考え方】

量の見込みは確保されているため、既存の体制を維持するとともに幼稚園の認定こども園への移行を検討していきます。

(2) 保育（保育所・認定こども園）

保育所：保護者の就労や病気などで、家庭で子どもをみることができない場合に、保護者の代わりに保育する施設です。

認定こども園：幼稚園と認可保育所が併設され、地域における子育て支援機能を備えた施設です。

【量の見込みと確保方策】

| | | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 |
|------------|--------|------|------|------|------|------|
| 2号認定 | 量の見込み① | 163人 | 159人 | 157人 | 207人 | 228人 |
| | 確保の内容② | 163人 | 159人 | 157人 | 183人 | 183人 |
| | 差引②-① | 0人 | 0人 | 0人 | ▲24人 | ▲45人 |
| 3号認定(1・2歳) | 量の見込み① | 139人 | 149人 | 158人 | 172人 | 188人 |
| | 確保の内容② | 130人 | 145人 | 160人 | 146人 | 194人 |
| | 差引 ②-① | ▲9人 | ▲4人 | 2人 | ▲26人 | 6人 |

| | | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 |
|-----------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 3号認定(0歳) | 量の見込み① | 64人 | 61人 | 59人 | 68人 | 71人 |
| | 確保の内容② | 40人 | 45人 | 60人 | 59人 | 79人 |
| | 差引②-① | ▲24人 | ▲16人 | 1人 | ▲9人 | 8人 |
| 3号認定保育利用率 | | 47.8% | 55.1% | 66.3% | 56.6% | 76.3% |

【確保の考え方】

量の確保には、まずは既存保育所による受入体制の整備が重要であることから、施設整備の支援を通じて既存保育所の定員枠拡大に向けた協力依頼を行います。

また、地域型保育事業及び企業主導型保育事業の設置に向けた協力依頼を行います。

5 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供および必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【量の見込みと確保方策】

| | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 |
|-------|------|------|------|------|------|
| 量の見込み | 1 か所 |
| 確保の内容 | 1 か所 |

【確保の考え方】

保健福祉センターに子育て支援相談員を新たに配置し事業を実施します。

(2) 地域子育て支援拠点事業

主に乳幼児とその保護者に対する育児支援を目的とした事業です。保育士や保健師による子育て相談、親子遊びなどの催し、フリースペースの開放などを行っています。子どもと一緒に遊ぶ中で、親同士も情報交換や友達づくりができ、親子で楽しくすごせる事業です。

【量の見込みと確保方策】

| | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 |
|-------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 量の見込み | 4,628 人日 |
| 確保の内容 | 1 か所 |

【確保の考え方】

平成 25 年度の利用者数は 4,152 人となっており、量の見込みが実績値を上回っていますが、平成 27 年度からは子育て支援センター職員を増員し、相談体制等の強化を図ることから、現在の子育て支援センターにおいて対応できるため、1 施設で実施することとします。

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持および増進を図るため、妊娠に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【量の見込みと確保方策】

| | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 |
|-------|--|------|------|------|------|
| 量の見込み | 115人 | 109人 | 107人 | 104人 | 100人 |
| 確保の内容 | ○実施場所 県内医療機関 ○実施体制 事業委託 ○実施時期 通年 | | | | |

【確保の考え方】

事業の実施については、現在、事業委託で行っており、今後も同様の体制で実施し、確保に努めます。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

| | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 |
|-------|---------------------------|------|------|------|------|
| 量の見込み | 115人 | 109人 | 107人 | 104人 | 100人 |
| 確保の内容 | ○実施体制 業務委託及び町保健師・助産師による訪問 | | | | |

【確保の考え方】

事業実施については、現在、業務委託と町保健師・助産師による訪問を行っており、今後も同様の体制で実施し、確保に努めます。

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【量の見込みと確保方策】

| | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 |
|-------|-----------------|-----|-----|-----|-----|
| 量の見込み | 3人 | 3人 | 3人 | 3人 | 3人 |
| 確保の内容 | ○実施体制 町保健師による訪問 | | | | |

【確保の考え方】

事業実施については、現在、町保健師による訪問を行っており、今後も同様の体制で実施し、確保に努めます。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が疾病、身体上もしくは精神上の理由等により家庭において子どもを一時的に養育できない場合、原則7日間を限度に利用できる事業です。

【量の見込みと確保方策】

| | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 量の見込み ① | 0人日 | 0人日 | 0人日 | 0人日 | 0人日 |
| 確保の内容 ② | 0人日 | 0人日 | 0人日 | 0人日 | 0人日 |
| 差引 ②-① | 0人日 | 0人日 | 0人日 | 0人日 | 0人日 |

【確保の考え方】

量は見込まれませんでした。現在、県内3か所の施設に事業委託をしており、今後も同様の体制で実施し、事業の必要がある場合には適切に対応します。

(7) ファミリー・サポート・センター事業（就学児）

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（利用会員）と援助を行うことを希望する者（提供会員）が、地域の中で助け合いながら子育てをする有償ボランティアの会員組織です。

【量の見込みと確保方策】

| | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み ① | 302 人日 | 453 人日 | 604 人日 | 755 人日 | 907 人日 |
| 確保の内容 ② | 300 人日 | 400 人日 | 600 人日 | 750 人日 | 910 人日 |
| 確保の内容 ③ | 1 か所 |
| 差引 ②-① | ▲2 人日 | ▲53 人日 | ▲4 人日 | ▲5 人日 | 3 人日 |

【確保の考え方】

ファミリー・サポート・センター事業の新設に向けて取組を進めます。

(8) 一時預かり事業

- ・幼稚園、認定こども園における在園児を対象とした預かり保育

保護者の就労や傷病などによる入院、病気等で家庭での保育が困難になった園児を幼稚園、認定こども園の教育時間の前後に預かります。

【量の見込みと確保方策】

| | | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 |
|---------|----|----------|----------|----------|----------|----------|
| 量の見込み ① | 1号 | 583 人日 |
| | 2号 | 7,194 人日 |
| 確保の内容 ② | | 7,777 人日 |
| 差引 ②-① | | 0 人日 |

【確保の考え方】

現在、全ての幼稚園で一時預かり事業を実施しており、今後も継続して実施していきます。

- ・その他一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業（就学児童及び病児・病後児対応除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

【事業内容】

| 事業名 | 事業内容 |
|----------------------------------|---|
| 一時預かり事業 | 常態として保育サービスに児童を預けていない保護者が、買い物等の私用や冠婚葬祭や病気、リフレッシュなどのために、一時的に子どもを預けたいとき、施設において昼間の時間帯で預かる保育サービスです。 |
| ファミリー・サポート・センター事業（就学児童及び病後児対応除く） | 地域において、育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児に関する相互支援を行う会員組織活動を推進する事業です。 |
| 子育て短期支援事業（トワイライトステイ） | 保護者が疾病、仕事等の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において子どもを養育することが困難となった場合、施設において保護する事業です。 |

【量の見込みと確保方策】

| | | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 |
|---------------|--------|---------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み ① | | 708 人日 | 688 人日 | 669 人日 | 642 人日 | 623 人日 |
| 確保の内容 内容 ② | 保育所 | 298 人日 | 298 人日 | 298 人日 | 298 人日 | 298 人日 |
| | ファミサポ | 300 人日 | 350 人日 | 370 人日 | 370 人日 | 370 人日 |
| | トワイライト | 0 人日 | 0 人日 | 0 人日 | 0 人日 | 0 人日 |
| 差引 ②-① | | ▲110 人日 | ▲40 人日 | ▲1 人日 | 26 人日 | 45 人日 |

【確保の考え方】

平成 25 年の保育所における一時預かり事業の利用者数は 298 人となっており、実績を超えた量が見込まれていますが、ファミリー・サポート・センター事業の新設により対応していきます。

（9）延長保育事業

通常の保育時間の前後に、保育所が在所児の預かりをする事業です。

【量の見込みと確保方策】

| | | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 |
|---------|--|------|------|------|------|------|
| 量の見込み ① | | 38 人 |
| 確保の内容 ② | | 38 人 |
| 差引 ②-① | | 0 人 | 0 人 | 0 人 | 0 人 | 0 人 |

【確保の考え方】

現在、全保育園で実施しており今後も継続して実施していきます。

(10) 病児・病後児保育事業

病気や病気の回復期にある乳幼児等を対象に、保育所等での集団保育が困難で、かつ保護者の事情により家庭で保育できない時に一時的に保育する事業です。

【量の見込みと確保方策】

| | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み ① | 529 人日 | 515 人日 | 502 人日 | 481 人日 | 466 人日 |
| 確保の内容 ② | 529 人日 |
| 差引 ②-① | 0 人 | 14 人日 | 27 人日 | 48 人日 | 63 人日 |

【確保の考え方】

町内 3 保育園で体調不良児対応型を実施していますが、病児・病後児対応型の実施については検討していきます。

(11) 放課後児童クラブ

保護者が就労等で昼間家庭に居ない小学校児童に対し、授業の終了後などに学校等を利用して、適切な遊びや生活の場を提供する事業です。

【量の見込みと確保方策】

| | | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 |
|---------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み ① | 1～3 年生 | 120 人 | 124 人 | 181 人 | 189 人 | 188 人 |
| | 4～6 年生 | 93 人 | 96 人 | 90 人 | 94 人 | 92 人 |
| 確保の内容 ② | | 213 人 | 220 人 | 271 人 | 283 人 | 280 人 |
| 確保の内容 ③ | | 6 か所 | 6 か所 | 6 か所 | 8 か所 | 8 か所 |
| 差引 ②-① | | 0 人 | 0 人 | 0 人 | 0 人 | 0 人 |

【確保の考え方】

計画期間の量の見込みが平成 25 年の実績（199 人）を上回っているため、学童保育については必要な施設整備を行うなど量の確保に努めます。

また、町条例の施設基準に適合させるため、施設の増築、新築について検討します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。今後、必要性を検討し、状況に応じて実施します。

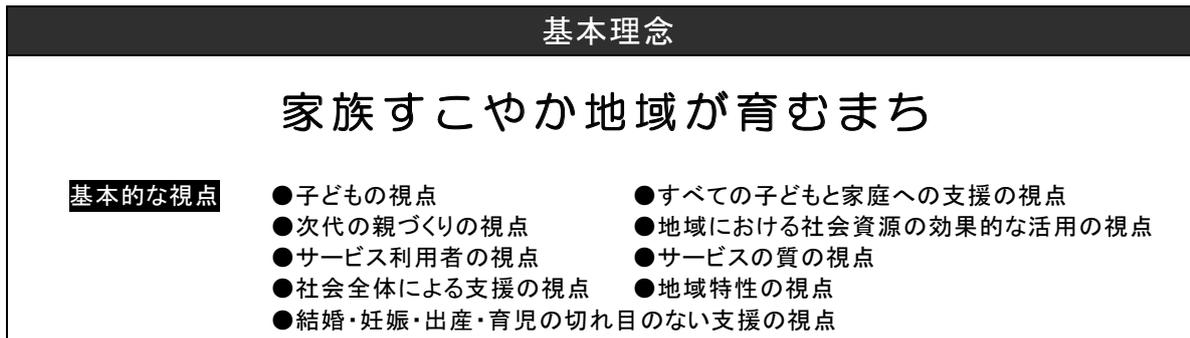
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。今後、必要性を検討し、状況に応じて実施します。

第2章 分野別施策の展開

1 施策体系

本計画の体系を図に表わすと、以下のとおりになります。



| 基本目標 | 実施施策 |
|-----------------------|--|
| 1. 地域における子育て支援の充実 | (1) 教育・保育サービスの充実 (2) 育児相談、情報提供体制の充実 |
| 2. 母親と子どもの健康の確保及び増進 | (1) 切れ目のない母子保健対策の充実 (2) 思春期保健対策の整備 (3) 食育の推進 (4) 小児医療の整備 |
| 3. 教育環境の整備と健全育成の充実 | (1) 次代の親の育成 (2) 生きる力の育成に向けた教育内容の充実 (3) 家庭や地域の教育力の向上 (4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進 |
| 4. 子育てを支援する生活環境の整備 | (1) 生活環境の整備 (2) 安全・安心の確保 |
| 5. ワーク・ライフ・バランスの推進 | (1) 就労環境の整備 (2) 家庭での男女共同参画の推進 |
| 6. 支援を必要とする子どもへの取組の充実 | (1) 児童虐待防止対策の充実 (2) ひとり親家庭の自立支援の推進 (3) 障がいのある子どもへの支援の充実 |

2 施策の展開

基本目標 1 地域における子育て支援の充実

(1) 教育・保育サービスの充実

すべての子育て家庭が安心して子育てができるよう、地域において様々な子育て支援を充実するとともに、教育・保育の量の変化に対応できることや、教育・保育の質を確保するために研修会の実施や関係機関の連携を密にします。

| NO | 事業・施策 | 内容 | 実績 (H26年度) | 目標値 (H31年度) | 担当課 |
|----|-------------------------|---|---------------------|----------------|-------------------|
| 1 | 認定こども園の普及 | 認定こども園の普及に関し、地域の実情に応じて事業者、地域住民及び保護者に対して情報提供を行います。 | 未実施 | 情報提供 | 保健福祉センター |
| 2 | 認定こども園への移行支援 | 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に関する相談対応及び必要な支援を行います。 | 未実施 | 窓口を設け対応 | 保健福祉センター 教育委員会 |
| 3 | 幼稚園教諭等研修会 | サービスの質の向上を図るため、幼稚園教諭と保育士を対象とした研修を実施します。 | 2回 | 継続 | 教育委員会 |
| 4 | 連絡協議会 | 子どもが幼稚園や保育所等から小学校に円滑に移行できるよう、関係機関の連携を強化するとともに、情報が適切に活用されるよう促します。 | 就学指導委員会や情報交換研修会等の開催 | 継続 | 教育委員会 |
| 5 | 教育・保育施設及び地域型保育事業者間の連携調整 | 幼稚園や保育所等と地域型保育事業を行う事業者の連携が行われるように交流の機会を設けるとともに、協力関係が築けるようにコーディネートを行います。 | 未実施 | 情報交換等の交流会の実施 | 保健福祉センター 教育委員会 |
| 6 | 学校評議員(幼稚園) | 保護者や地域の人々の意向を把握し、反映しながら協力を得て幼稚園教育を推進します。 | 学校評議員会や教育懇談会の開催 | 継続 | 教育委員会 |
| 7 | レッツゴースクールデー(幼稚園) | 園行事や教育の様子を保護者だけでなく地域の人々にも公開し、理解を深めた上で幼児教育を推進します。 | 各園1回 | 継続 | 教育委員会 |

(2) 育児相談、情報提供体制の充実

少子高齢化や核家族化が進み、子育ての知識や経験を伝えていくことが難しくなっています。

このような状況の中で、地域から孤立し、子育ての不安や悩みを抱えている親も見られます。また、子育ての悩みは、子どもの成長段階への影響や児童虐待にまで及ぶ深刻なケースも懸念されます。

今後は、情報提供体制の充実を図るとともに、相談窓口の拡充や相談に係る職員の知識と能力の向上を図ることが必要です。

| NO | 事業・施策 | 内 容 | 実績 (H26年度) | 目標値 (H31年度) | 担当課 |
|----|-------------------------|---|---------------|----------------|------------|
| 8 | 地域子育て支援拠点事業(町子育て支援センター) | 地域の子育て中の親子の交流や、子育て家庭に対する育児相談、子育て講座により子育ての楽しさを提供します。 | 継続実施 | 継続実施 | 保健福祉センター |
| 9 | 利用者支援事業 | 保健福祉センターに子育て支援相談員を配置し子育て支援事業等の情報提供、相談・助言及び関係機関との連絡調整を行います。 | 未実施 | 1人配置 | 保健福祉センター |
| 10 | 家庭教育講演会 | 保育園、幼稚園、小学校、生涯教育センターが連携して講演会や学習会を開催し、子育てに役立つ情報提供や体験学習を行います。 | 14回 | 16回 | 中央生涯教育センター |
| 11 | 子育て情報ガイドの配布 | 主に妊婦や乳幼児を持つ家庭を対象に配布するとともに、町ホームページ(ダウンロード)による情報提供を行います。 | 継続実施 | 継続実施 | 保健福祉センター |
| 12 | 子育て親子サークル支援 | 子育て親子サークルに対する助言、相談を行うなど、活動を支援します。 | 継続実施 | 継続実施 | 保健福祉センター |

基本目標 2 母親と子どもの健康の確保及び増進

(1) 切れ目のない母子保健対策の充実

乳幼児期は、生涯にわたる生活習慣と人格の基礎を形成する最も大切な時期であり、この時期に良好な親子関係を築くことが大切です。さらに、核家族化なども影響し、母親の孤立から育児不安に陥ることも懸念されています。

そのため、親子同士が交流でき、子育てについて悩みを話し合える場を充実させ、多くの親子の参加を促進するとともに、子どもの発達段階に応じた正しい情報提供と相談体制を充実させるなど、継続的に親子に対する支援を行います。

| NO | 事業・施策 | 内容 | 実績 (H26年度) | 目標値 (H31年度) | 担当課 |
|----|-----------------------|--|---|---|----------|
| 13 | パパママセミナー【新規】 | 夫婦が協力して子育てができるよう、妊娠・出産・育児に関する知識の普及を図ります。 | 年3回 | 年3回 | 保健福祉センター |
| 14 | 母子健康手帳交付時の健康相談 | 母子健康手帳交付時、すべての妊婦に対し健康相談及び指導を実施します。 | 100% | 100% | 保健福祉センター |
| 15 | 生後4か月児までの全戸訪問事業 | 生後4か月までの乳児のいる家庭を家庭訪問し実施します。 | 90% | 100% | 保健福祉センター |
| 16 | 育児相談 | 随時相談を受け付けるとともに、月1回子育て支援センターでの育児相談も実施します。 | 年12回及び随時 | 年12回及び随時 | 保健福祉センター |
| 17 | はじめてのママの集い（子育て支援センター） | 母子健康手帳の交付時に日程を周知するとともに、依頼に対し妊婦相談及び指導を行います。 | 継続実施 | 継続実施 | 保健福祉センター |
| 18 | 子どもの事故防止啓発 | 乳幼児健診時配布するパンフレットに基づき指導を行います。 | 100% (乳健、1.6歳児健診時に対象者の保護者にパンフレットを配布) | 100% (乳健、1.6歳児健診時に対象者の保護者にパンフレットを配布) | 保健福祉センター |
| 19 | 妊婦一般健康診査 | 母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診勧奨を実施します。 | 100% | 100% | 保健福祉センター |
| 20 | 乳幼児一般委託健康診査 | 生後1か月、6～7か月、9～10か月時に医療機関にて健康診査を実施します。 | 1か月 95.7% 6～7か月 91.3% 9～10か月 88.5% | 各100% | 保健福祉センター |
| 21 | 乳幼児健康診査 | 3～4か月、1歳6か月、3歳6か月時に保健センターにて集団健康診査を実施します。 | 乳健100% 1.6歳 95.6% 3.6歳 98.4% | 各100% | 保健福祉センター |
| 22 | 幼児歯科健康診査 | 1歳6か月、3歳6か月時は集団健診で実施し、2歳6か月時は個別健診を実施します。 | 1.6歳 95.6% 2.6歳 65.9% 3.6歳 98.4% | 各100% | 保健福祉センター |
| 23 | 予防接種事業 | 乳幼児健診時接種勧奨を実施します。 | 接種率の上限95.7% | 100% | 保健福祉センター |

| NO | 事業・施策 | 内 容 | 実績 (H26 年度) | 目標値 (H31 年度) | 担当課 |
|----|----------|---|----------------|------------------------------|-----|
| 24 | 子ども医療費助成 | 出生から中学卒業までの子どもを扶養する世帯に対する医療費の助成を行います。 | 継続実施 | 外来 1,500 円、入院 5,000 円の自己負担廃止 | 住民課 |
| 25 | 妊産婦医療費助成 | 妊産婦(妊娠 5 か月に達する日の属する月の初日から出産日の翌月末日まで)に対する医療費の助成を行います。 | 継続実施 | 外来 1,500 円、入院 5,000 円の自己負担廃止 | 住民課 |

(2) 思春期保健対策の整備

子どもたちは、少年期に入ると学校生活など、親から離れて集団で過ごすことが多くなり、自我が形成され、心身ともに著しく成長します。思春期には、成長過程の中で心と体がアンバランスになりやすく、その結果、悩みや精神的な不安等を抱えることも考えられます。

思春期の子どもたちが抱えるさまざまな問題や課題に対して相談に応じるとともに、10代の自殺予防、性や性感染症予防、妊娠前からの妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及・啓発等を図ります。

| NO | 事業・施策 | 内 容 | 実績 (H26年度) | 目標値 (H31年度) | 担当課 |
|----|----------------------|--------------------|---------------|----------------|-------|
| 26 | 薬物・喫煙・性教育・自殺に関する保健教育 | 各小中学校年1回の講演を実施します。 | 1回(中学校) | 6回(各小中学校) | 教育委員会 |

(3) 食育の推進

朝食の欠食などの食習慣の乱れや不健康やせに見られるような心と身体の健康問題が子どもに生じていることから、乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着、食を通じた健やかな心身の育成を図ることが重要です。

行政、学校、地域などの様々な関係機関が連携し、発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めるとともに、食事づくり等の実際の活動を促す取組を推進します。

| NO | 事業・施策 | 内 容 | 実績 (H26 年度) | 目標値 (H31 年度) | 担当課 |
|----|--------------------------|--|---|-----------------|------------|
| 27 | 食育推進会議 | 食育推進計画策定及び進捗状況管理を行います。関係者の情報共有及び連携強化を図り、食育の推進を図ります。 | 年 2 回 | 年 2 回 | 保健福祉センター |
| 28 | 乳幼児健診時栄養指導 | 乳幼児健診の際に、食事やおやつのとり方などの個別指導をきめ細かに実施し、基本的な生活習慣の定着を図ります。 | 年 24 回 | 年 24 回 | 保健福祉センター |
| 29 | 離乳食教室 | 離乳食について、調理・試食などの体験を通して学ぶ機会を設けます。 | 年 4 回 | 年 4 回 | 保健福祉センター |
| 30 | 学校における食育 | 各学校での栄養教諭による食育の授業及び、給食時間での食事のマナーなどの指導を継続します。 | 栄養教諭が小学1年～中学1年の全クラスで授業実施 | 継続 | 給食センター |
| 31 | 弁当の日 | 子どもが自分で弁当づくりに携わることにより、食への関心を高めることを目指します。 | 「弁当の日」5 回実施 | 継続 | 教育委員会 |
| 32 | 金ヶ崎町食材100%の日給食及び生産者との交流会 | 食に対する感謝と地産地消の推進のため、金ヶ崎町の食材での給食を提供し、生産者と児童生徒の交流会を行います。 | 3 回実施 | 継続 | 給食センター |
| 33 | 給食だよりによる食育の普及 | 月1回の「給食だより」を発行して食育の普及を図ります。 | 毎月発行 | 継続 | 給食センター |
| 34 | 生活習慣病予防健診・事後説明会 | 小学4年生と中学1年生を対象とした健診を実施し、有所見者に対して事後説明会を行い、生活習慣病改善を図ります。 | 生活習慣病予防健診・事後指導の実施 | 継続 | 教育委員会 |
| 35 | 農業体験学習 | 地域で農作物作りを体験し、食の安全や食べ物の重要性の理解を促し、感謝の心を育てる活動を推進します。 | 農業体験実習や町食材100%給食と生産者との交流、栄養教諭による訪問指導の実施 | 継続 | 教育委員会 |
| 36 | 各地区センター食育事業 | 学校・幼稚園等と連携して家庭教育宣言の普及を図るため家庭教育学級、食育講座等を開催します。 | 6 か所 | 継続 | 中央生涯教育センター |
| 37 | 郷土料理・農産加工教室 | 郷土料理の講習会や農産加工の講習会を行うことにより、食への感謝、地産地消を推進します。 | 6 か所 | 継続 | 中央生涯教育センター |

(4) 小児医療の整備

子育て中の親にとって大きな心配事の一つは、子どもの急病やけがであり、乳幼児を持つ親の小児救急医療へ期待の高まりが指摘されています。そのため、休日や夜間、救急の医療を受けられるように、医師会や医療圏域の医療機関との連携を深めます。また、医療環境の向上・継続のために、子育て家庭に向け正しい受診に関する啓発を行います。

| NO | 事業・施策 | 内 容 | 実績 (H26年度) | 目標値 (H31年度) | 担当課 |
|----|-------------------------------|--------------------------|---------------|----------------|----------|
| 38 | 小児夜間診療所の情報提供 | 広報、乳幼児健診でチラシの配布を行い周知します。 | 継続実施 | 継続実施 | 保健福祉センター |
| 39 | 胆江地区休日診療所の情報提供 | 広報、乳幼児健診でチラシの配布を行い周知します。 | 継続実施 | 継続実施 | 保健福祉センター |
| 40 | 看護師によるこども救急相談電話の情報提供（岩手医師会実施） | 広報、乳幼児健診でチラシの配布を行い周知します。 | 継続実施 | 継続実施 | 保健福祉センター |

基本目標 3 教育環境の整備と健全育成の充実

(1) 次代の親の育成

子どもを産み育てることの意義や、子ども・家庭の大切さを理解できるよう、学校や家庭、地域と連携し、幼稚園や保育園における乳幼児とのふれあいの機会を充実します。

| NO | 事業・施策 | 内容 | 実績 (H26年度) | 目標値 (H31年度) | 担当課 |
|----|-----------------|-------------------------------|---------------|----------------|-------|
| 41 | 中学生の乳幼児とのふれあい体験 | 幼稚園、保育園で生徒と乳幼児とのふれあい体験を実施します。 | 中学生の職場体験 | 継続 | 教育委員会 |

(2) 生きる力の育成に向けた教育内容の充実

① 児童の健全育成

地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる放課後や週末等の居場所づくりの推進、青少年の健全育成に向けた地域社会全体での取組に努めます。

| NO | 事業・施策 | 内容 | 実績 (H26年度) | 目標値 (H31年度) | 担当課 |
|----|----------------------|--|-----------------------|-------------------|------------|
| 42 | 保育所地域活動事業（異年齢児交流等事業） | 保育所（園）を卒園した児童や地域の児童とともに地域的行事などの共同活動を通じて、児童の社会性を養う活動を実施します。 | 町内 3 保育園 | 町内 3 保育園 | 保健福祉センター |
| 43 | 保育所地域活動事業（世代間交流事業） | 介護保健施設等への訪問、あるいはこれら施設や地域のお年寄りを招待し、伝承遊びなどを通じて世代間のふれあい活動を実施します。 | 町内 3 保育園 | 町内 3 保育園 | 保健福祉センター |
| 44 | 放課後子ども教室 | 各小学校施設等を活用し、児童が放課後等を安全・安心に過ごす居場所を確保するとともに、学校、地域、放課後児童クラブと連携しながら、学習、体験、交流活動等の各種プログラムを提供します。 | 各小学校区 月 1～3 回 | 各小学校区 月 1～3 回 | 中央生涯教育センター |
| 45 | 子ども会育成会連合会活動 | 保護者対象として子ども会育成会の運営や子育てについての講演会を開催します。 | 年 2 回 | 年 2 回 | 中央生涯教育センター |
| 46 | スポーツ少年団育成 | スポーツ指導者育成、スポーツ交流会開催及び補助金交付を行い、団体の育成を支援します。 | 指導者講習会、体力テスト、補助金交付各 1 | 継続 | 中央生涯教育センター |
| 47 | 子ども映画会・絵本の読み聞かせ | 図書館において月 1 回映画会を開催します。ボランティアによる読み聞かせを実施します。 | 年 20 回 | 年 20 回 | 図書館 |
| 48 | 出生のお祝い絵本 | 親子がともに過ごす時間やコミュニケーションづくりを図るため出生のお祝いに絵本を贈ります。 | 出生届出時に贈呈（見込数年間 120 件） | 継続実施（見込数年間 120 件） | 住民課 |
| 49 | 子ども会リーダー研修会 | 各単位子ども会育成会が自主的に研修会を実施します。 | 各学区育成会において年 1 回 | 各学区育成会において年 1 回 | 中央生涯教育センター |

| NO | 事業・施策 | 内 容 | 実績 (H26 年度) | 目標値 (H31 年度) | 担当課 |
|----|----------------|--|----------------|-----------------|------------|
| 50 | 自然体験・社会体験学習 | 各地区生涯教育センター等において、児童の地域行事参加を促すとともに、自然体験学習、農業体験学習、社会体験学習の機会をつくります。 | 中央、各地区 2 回 | 中央、各地区 2 回 | 中央生涯教育センター |
| 51 | 中学生海外研修 | 金ヶ崎中学校2学年を対象に海外研修を実施します。 | 年 1 回 | 年 1 回 | 中央生涯教育センター |
| 52 | 幼稚園の未就園児等の交流事業 | 幼稚園児と地域の未就園児との交流を目的とした事業を、全幼稚園で実施します。 | 町内 4 園 | 町内 4 園 | 教育委員会 |

②確かな学力の向上、豊かな心の育成、健やかな体の育成、信頼される学校づくり

確かな学力や豊かな人間性など、生きる力を備えた子どもたちの育成や教職員の指導力向上など、学校教育の充実が求められています。

地域に根ざした学校づくりを進め、教育方法・内容の向上に向けて検討し、子ども一人ひとりの個性に応じた資質や能力を育めるよう、基礎となる学力の定着と向上を図ります

| NO | 事業・施策 | 内 容 | 実績 (H26 年度) | 目標値 (H31 年度) | 担当課 |
|----|----------------|--|-------------------------|-------------------------|-------|
| 53 | 学力向上対策委員会 | 各小・中学校の児童生徒の学力の実態を把握するとともに、課題を明らかにして、これをふまえた授業の改善を図ります。 | 年 2 回 | 年 2 回 | 教育委員会 |
| 54 | スクールカウンセラー配置事業 | 県教育委員会からの派遣により、週1回金ヶ崎中学校にスクールカウンセラーを配置し、生徒の様々な悩みの相談に対応します。 | スクールカウンセラー配置(金中1名、金小1名) | スクールカウンセラー配置(金中1名、金小1名) | 教育委員会 |
| 55 | 小中授業参観情報交換研修会 | 小学校と中学校の学習内容・学習環境のギャップを少なくし、自分の力を十分発揮できるように、小中の連携を深める取組を推進します。 | 年 3 回 | 年 3 回 | 教育委員会 |
| 56 | 町内小学校水泳記録会 | 水泳競技を通じて小学生の健康増進の意欲を高め、体力・運動能力向上の取組を推進します。 | 年 1 回 | 年 1 回 | 教育委員会 |
| 57 | 町内小学校陸上記録会 | 陸上競技を通じて小学生の健康増進の意欲を高め、体力・運動能力向上の取組を推進します。 | 年 1 回 | 年 1 回 | 教育委員会 |
| 58 | 生活習慣病予防健診事業 | 小学生、中学生を対象に健診を実施し、説明会を開催して生活習慣病予防を推進します。 | 年 1 回 小 4、中 1 | 年 1 回 小 4、中 1 | 教育委員会 |
| 59 | 学校評議員 | 保護者や地域の人々の要望や考えを把握し、反映しながら協力を得て学校経営を推進します。 | 各学校開催 | 各学校開催 | 教育委員会 |
| 60 | レッツゴースクールデー | 学校行事や授業を地域の人々にも公開し、地域との連携協力を推進します。 | 年 1 回 | 年 1 回 | 教育委員会 |

(3) 家庭や地域の教育力の向上

地域において、子育てに関する学習機会や情報提供、相談や専門的な人材の養成など、家庭教育に関する取組を関係機関が連携して行うとともに、親子を対象とした催しや学習の機会の充実に努めます。

| NO | 事業・施策 | 内容 | 実績 (H26年度) | 目標値 (H31年度) | 担当課 |
|----|--------------|--|----------------------|----------------------|------------|
| 61 | 家庭教育講演会 | 保育園、幼稚園、小学校、生涯教育センターが連携して講演会や学習会を開催し、子育てに役立つ情報提供や体験学習を行います。 | 14回 | 16回 | 中央生涯教育センター |
| 62 | 子育て講演会 | 子育て支援センターと連携し、乳幼児の保護者間の交流を図る機会を提供します。また、子どもの社会体験学習の大切さを理解してもらうため、地域で学習会を開催します。 | 5回 (内子育てサークル企画4回) | 7回 (内子育てサークル企画6回) | 中央生涯教育センター |
| 63 | 家庭教育支援チームの育成 | 子育てサポーター養成講座や研修会に参加し、資質の向上を図ります。 | 研修派遣 意見交換 | 継続 | 中央生涯教育センター |

(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

子どもの犯罪被害が増加しており、犯罪へ巻き込まれることを未然に防止するために、インターネットや携帯電話の利用に対する教育を行うとともに、家庭に対しても情報提供や啓発に努めます。

| NO | 事業・施策 | 内容 | 実績 (H26年度) | 目標値 (H31年度) | 担当課 |
|----|------------------|---|---------------|----------------|------------|
| 64 | 青少年育成委員による地域安全活動 | 大規模商業施設やゲームセンター、夏祭り時にパトロールを実施します。インターネットの適切・安全・安心な利用や保護者に対する普及啓発を推進します。 | 年2回 | 年2回 | 中央生涯教育センター |

基本目標 4 子育てを支援する生活環境の整備

(1) 生活環境の整備

子どもと保護者が安心してのびのび遊べるよう、公園の整備や遊具の設置を行うとともに、妊産婦や子ども連れでも安心して外出できるすべての人にやさしいまちづくりに努めます。

| NO | 事業・施策 | 内容 | 実績 (H26年度) | 目標値 (H31年度) | 担当課 |
|----|-------|---------------------------------|--|----------------|-----|
| 65 | 公園の管理 | 遊具の安全等の点検、公園の維持管理を計画的に実施していきます。 | 遊具点検 (3年毎) 遊具等修繕 (毎年) 公園管理 実施(毎年) | 継続実施 | 建設課 |

(2) 安全・安心の確保

全国各地で子どもたちが犯罪や事故に巻き込まれる事件が後を絶ちませんが、子どもたちの安全を守るためには、行政・保護者・地域住民の協働による多方面からの見守りが欠かせません。ボランティアなどの地域の協力を得ながら、行政・保護者・地域住民・警察・学校・事業所などの連携による児童の見守り体制を充実します。

さらに、災害時に適切な対応ができるよう、子どもの防災意識を高めるとともに、防災訓練等への参加を促進していくことが重要です。

| NO | 事業・施策 | 内容 | 実績 (H26年度) | 目標値 (H31年度) | 担当課 |
|----|-----------|---|--|----------------------------------|-------|
| 66 | 交通安全施設の整備 | 交通安全施設の点検を実施し、通学路等の危険箇所の整備・維持をします。 | 交通安全施設の点検実施、カーブミラー等の修繕実施。関係機関への改善要望実施。 | 交通安全施設点検を毎年実施し、通学路等の危険箇所の改善に取り組む | 生活環境課 |
| 67 | 防犯灯の管理・整備 | 各地区の防犯支部長を通じて防犯灯の管理を行なうとともに、通学路の危険な箇所には防犯灯を設置します。 | 要望に対し防犯灯の設置 | 通学路等の危険箇所に防犯灯の設置を検討し、必要な箇所に設置する | 生活環境課 |
| 68 | 交通安全教室 | 交通安全教育として保育園、幼稚園、小中学校で交通安全教室を実施します。 | 保育園、幼稚園小中学校において交通安全教室を実施 | 交通安全教室を継続し、交通安全思想の普及に取り組む | 生活環境課 |

| NO | 事業・施策 | 内 容 | 実績 (H26年度) | 目標値 (H31年度) | 担当課 |
|----|---------------------|--|--|----------------|-----------------------|
| 69 | スクールガード | スクールガードの募集を行い、子どもの安全体制を維持するとともに、講習会を開催し、地域全体で安全を守る環境を整備します。 | 各学校のスクールガードの依頼とスクールガードリーダーを委嘱し、定期的に情報交換を実施 | 継続 | 教育委員会 |
| 70 | 水沢地区犯罪被害者支援ネットワーク | 町の広報・行政だよりを活用し、犯罪被害者の相談窓口の紹介などを行います。 | 不審者対応指導、防犯教室の実施及び事案発生情報の発信 | 継続 | 生活環境課 教育委員会 住民課 |
| 71 | 子育てメール相談 (不審者情報) | 子育て支援センターで実施している子育てメール相談に登録すると水沢警察署から提供されている不審者情報が送信される事業を継続し、メール登録の広報周知を図ります。 | 継続実施 | 継続実施 | 保健福祉センター |

基本目標5 ワーク・ライフ・バランスの推進

(1) 就労環境の整備

「ワーク・ライフ・バランス」の実現には、すべての人が仕事、家庭・地域生活等の様々な活動を、自らが希望するバランスで行えることが必要です。

仕事と生活の調和を図り、仕事も生活も充実する「ワーク・ライフ・バランス」の考え方を広く社会に浸透させ、女性も男性も仕事と生活を調和させた豊かな生活が送れるよう、一層の普及啓発を行っていきます。

また、労働者が有給休暇、育児・介護休業などを取得しやすい職場環境づくりに向けた普及啓発を行います。

| NO | 施策・事業 | 内容 | 実績 (H26年度) | 目標値 (H31年度) | 担当課 |
|----|-------------|---|-------------------|----------------|-------------------|
| 72 | 子ども看護休暇制度啓発 | 看護休暇制度について、広報紙等を通じて啓発していきます。事業所に対しては、商工会等を通じて、周知・啓発していきます。 | 商工関連団体を通じて周知 | 町内企業へ周知を徹底 | 保健福祉センター 商工観光課 |
| 73 | 育児休暇制度等普及啓発 | 育児休暇制度について、広報紙等を通じて啓発していきます。事業所に対しては、商工会等を通じて、周知・啓発していきます。 | 商工関連団体を通じて周知 | 町内企業へ周知を徹底 | 保健福祉センター 商工観光課 |
| 74 | くるみんマーク取得支援 | 仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業に対する国の認定制度・認定マーク(くるみん)及び新たに創設された特例認定制度・特例認定マーク(プラチナくるみん)を取得できるように支援します。 | 商工関連団体を通じて支援制度を周知 | 町内企業へ周知を徹底 | 保健福祉センター 商工観光課 |

(2) 家庭での男女共同参画の推進

共働き世帯が増加する一方で、依然として「男は仕事、女は家庭」といった固定的な役割分担意識が残っており、仕事と子育てや介護の両立を困難にしている状況などの課題があります。

様々な機会を活用して男性の育児参加を働きかけるとともに、男女共同参画意識の浸透を図ります。

| NO | 事業・施策 | 内容 | 実績 (H26年度) | 目標値 (H31年度) | 担当課 |
|----|-------------------|---|---------------|----------------|----------|
| 75 | パパの日デー(子育て支援センター) | 父親の育児参加の機会として子育て支援センターで実施します。 | 継続実施 | 継続実施 | 保健福祉センター |
| 76 | 母性健康管理指導事項連絡カード | 母子健康手帳交付時、就業している妊婦に対し母性健康管理指導事項連絡カードの利用について周知します。 | 継続実施 | 継続実施 | 保健福祉センター |

基本目標 6 支援を必要とする子どもへの取組の充実

(1) 児童虐待防止対策の充実

近年、保護者の経済的困窮、社会的孤立、養育力の低下、ひとり親家庭の増加など、子どもを取り巻く社会・家庭環境が多様化、複雑化してきており、児童虐待等により社会的養護を必要とする子どもが増加しています。

児童虐待の対応としては、早期発見・早期対応はもちろんのこと、発生の防止が重要であり、児童虐待による深刻な被害があってはならないとの認識の下で、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制を構築し、相互に情報を共有していくことが重要です。

| NO | 事業・施策 | 内 容 | 実績 (H26年度) | 目標値 (H31年度) | 担当課 |
|----|---------------------|--|---------------------|----------------|----------|
| 77 | 虐待対応の質の向上 | 県などが実施する講習会等への参加を通じて体制の強化及び質の向上を図ります。 | 継続実施 | 継続実施 | 保健福祉センター |
| 78 | 関係機関との連携強化 | 虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のために、児童相談所や県と協力関係を密にし、専門性や権限を要する場合には、迅速に支援を求め問題の早期解決に努めます。また、医療機関や児童委員などとの連携を図ることによって、虐待の発生予防、早期発見に努めます。 | 継続実施 | 継続実施 | 保健福祉センター |
| 79 | 要保護児童個別支援会議 | 要保護児童に対する適切な支援のため、年3回程度定期的な開催を行います。 | 年3回 | 年3回 | 保健福祉センター |
| 80 | 生後4か月児までの全戸訪問事業(再掲) | 生後4か月までの乳児のいる家庭を家庭訪問し実施します。 | 90% | 100% | 保健福祉センター |
| 81 | 育児相談(再掲) | 随時相談を受け付けるとともに、月1回子育て支援センターでの育児相談も実施します。 | 年12回及び随時 | 年12回及び随時 | 保健福祉センター |
| 82 | 児童虐待防止研修会開催 | 児童虐待予防のため保護者向けの研修会を年1回程度、児童虐待早期発見のため教育機関の実務者、民生委員・児童委員向けの研修会を年1回程度開催します。 | 保護者向け1回 民生委員1回 | 2回実施 | 保健福祉センター |
| 83 | 24時間対応児童家庭相談 | 児童の安全確保のため児童家庭相談専用の携帯電話を設置し、担当者が休日夜間の相談などに対応します。 | 継続実施 | 継続実施 | 保健福祉センター |
| 84 | 児童虐待防止の啓発 | 子育て相談窓口や児童虐待に関する情報を広報、ホームページに掲載するとともに、パンフレットにより児童虐待防止について周知を図ります。 | チラシ、オレンジリボン配布及び広報周知 | 継続実施 | 保健福祉センター |

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭については、離婚の増加などにより年々増える傾向にあります。

母子家庭の場合、経済的な問題が、また父子家庭においては家事や子育てに不慣れなため家庭生活において問題を抱えているケースが少なくありません。

今後もひとり親家庭の親と子が安心して暮らしていけるよう精神的、経済的な支援に関する情報提供や相談体制を充実します。

| NO | 事業・施策 | 内 容 | 実績 (H26 年度) | 目標値 (H31 年度) | 担当課 |
|----|----------------------|---|----------------|-----------------|------------|
| 85 | 一人親家庭の保育園優先入所 | 一人親家庭の児童を保育所(園)の入所の選考において優先的に取り扱います。 | 継続実施 | 継続実施 | 保健福祉センター |
| 86 | 母子自立支援プログラム(就労支援)の周知 | 児童扶養手当受給者の自立・就業に結びつけるための様々な支援について周知します。 | 継続実施 | 継続実施 | 保健福祉センター |
| 87 | 母子家庭等日常生活支援事業(生活支援) | 母子・寡婦・父子世帯が、一時的な家事の援助が必要な場合に、家庭生活支援員を派遣する事業について周知します。 | 継続実施 | 継続実施 | 保健福祉センター |
| 88 | ひとり親家庭医療費助成 | 母子家庭、父子家庭に対する医療費の助成を行います。 | 継続実施 | 継続実施 | 住民課 |
| 89 | 母子・父子・寡婦福祉資金等貸付事業 | 県が実施している母子及び父子並びに寡婦家庭の就労支度、事業準備、子の就学支度、就学などに関する貸付について相談、受付をします。 | 法令どおり実施 | 法令どおり実施 | 保健福祉センター |
| 90 | 児童扶養手当給付事業 | 県が実施している父のいない児童、障がいのある父のいる児童等に支給される児童扶養手当の相談、受付をします。 | 法令どおり実施 | 法令どおり実施 | 保健福祉センター |
| 91 | DV相談窓口設置 | 毎月第3月曜日にDV相談員(男女共同参画推進相談員)による電話相談を実施します。また、デートDV講演会を開催します。 | 1か所 | 1か所 | 中央生涯教育センター |

(3) 障がいのある子どもへの支援の充実

障がいの早期発見、早期療育に積極的に取り組み、各種相談体制の充実を図るとともに、障がいのある子どもの社会的自立を支援していくことが大切です。

また、保育所、幼稚園や放課後児童健全育成事業における障がいのある子どもの受入れを推進することも重要です。

さらに、発達障害（学習障害、注意欠陥／多動性障害、高機能自閉症等）について教員の理解を深めるよう、研修の場を拡充させる等、適切な支援に努めます。

| NO | 事業・施策 | 内容 | 実績 (H26年度) | 目標値 (H31年度) | 担当課 |
|-----|------------------------|---|--------------------------|--------------------------|----------|
| 92 | 重度障害児医療費助成 | 所得限度額未満の重度心身障がい児に対する医療費の助成を行います。 | 継続実施 | 継続実施 | 保健福祉センター |
| 93 | 特別児童扶養手当 | 県が実施している20歳未満で精神、身体に重度又は、中度の障がいを有する児童を育てている家庭に支給される特別児童扶養手当の相談、受付をします。 | 法令どおり実施 | 法令どおり実施 | 保健福祉センター |
| 94 | 障害児福祉手当 | 県が実施している20歳未満で精神、身体に重度の障がいのある方で、日常生活において特別な介護を要し、在宅で生活する方々に支給する障害児福祉手当の相談、受付をします。 | 法令どおり実施 | 法令どおり実施 | 保健福祉センター |
| 95 | 療育相談事業 | 岩手県立療育センター、一関児童相談所事業を活用し年2～3回相談事業を行います。 | 療育センター 一年2回、 児相年3回 | 療育センター 一年2回、 児相年3回 | 保健福祉センター |
| 96 | 療育教室（チューリップひろば） | 遊びを通して親子のふれあいや経験を広げ子どもの心身の発達を促し、育児・発達相談や助言指導を行います。 | 年34回 | 年34回 | 保健福祉センター |
| 97 | 家族支援 | 障がいに関する勉強会の開催及び情報提供を行います。 | 勉強会年1回 研修会等の情報提供 | 勉強会年1回 研修会等の情報提供 | 保健福祉センター |
| 98 | 障がい福祉サービス事業（児童デイサービス） | 障がいのある児童（障害福祉サービス受給者）に、日常生活の基本動作の指導、集団生活での適応訓練を行います。 | 町内3か所 で実施 | 町内3か所 で実施 | 保健福祉センター |
| 99 | 障がい福祉サービス事業（ショートステイ） | 障がいのある児童（障害福祉サービス受給者）を自宅で介護する方が病気になった場合などに、短期間施設（宿泊を伴う）で入浴、排泄、食事の介護を行います。 | 継続実施 | 継続実施 | 保健福祉センター |
| 100 | 障がい福祉サービス事業（居宅介護サービス） | 障がいのある児童（障害福祉サービス受給者）への身体介護、家事援助、通院介助をします。 | 継続実施 | 継続実施 | 保健福祉センター |
| 101 | 重度障がい児保育事業（保育園） | 重度障がい児の保育を促進するため、障がい児を受け入れている保育所（園）に対し保育士の加配を行うことにより、障がい児の処遇の向上を図ります。 | 継続実施 | 継続実施 | 保健福祉センター |
| 102 | 放課後児童健全育成事業（障がい児受入の実施） | 障がい児の保育を促進するため、障がい児を受け入れている学童保育所に対し保育士等の資格のある指導員配置を行うことにより、障がい児の処遇の向上を図ります。 | 継続実施 | 継続実施 | 保健福祉センター |

| NO | 事業・施策 | 内 容 | 実績 (H26年度) | 目標値 (H31年度) | 担当課 |
|-----|-----------------|--|---------------------------|----------------|-------|
| 103 | 障がい児受入れの実施（幼稚園） | 障がいの程度に応じた支援体制を充実させます。 | 就学指導委員会や情報交換研修会の開催や支援員の配置 | 継続 | 教育委員会 |
| 104 | 適性就学指導 | 特別な支援を要する幼児の教育的ニーズや就学方針を明らかにして、適正な就学について支援を行います。 | 年2回 | 年2回 | 教育委員会 |
| 105 | 障がい児教育（小中学校） | 子どもたち一人一人の教育的ニーズに応じた、適切な支援を行う教育を推進します。 | 各学校に特別支援学級設置 | 各学校に特別支援学級設置 | 教育委員会 |

資料編

1 金ケ崎町子ども・子育て会議条例

金ケ崎町条例第26号

金ケ崎町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）

第77条第1項の規定に基づき、町長の附属機関として、金ケ崎町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織し、委員は次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援の関係団体から推薦を受けた者
- (4) 公募による者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集する。

- 2 子ども・子育て会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認められるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、児童福祉担当課において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営その他必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後最初に委嘱する委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。
- 3 この条例の施行の日以後最初に開かれる子ども・子育て会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

2 金ケ崎町子ども・子育て会議委員名簿

◎会長 ○副会長

(敬称略・順不同)

| | 団体名 | 役職名 | 委員 |
|----|-------------------|----------|-----------------------|
| 1 | 三ヶ尻こっこクラブ | 代表 | タカハシ ノリコ 高橋 法子 |
| 2 | たんぼぼ保育園父母会 | 会長 | オイカワ 崇 及川 崇 |
| 3 | 六原幼稚園PTA | | タカハシ マナミ 高橋 真奈美 |
| 4 | 金ケ崎町PTA連絡協議会 | 副会長 | スガワラ カズヒロ 菅原 和博 |
| 5 | 金ケ崎町子育て支援センター | 所長 | サトウ ミサコ 佐藤 美佐子 |
| 6 | 社会福祉法人愛護会たんぼぼ保育園 | 園長 | ◎オザワ カズエ ◎小澤 和枝 |
| 7 | 社会福祉法人金ケ崎町社会福祉協議会 | 事務局長 | マツモト ミツオ 松本 光夫 |
| 8 | 金ケ崎町幼稚園長会 | 六原幼稚園園長 | タカハシ ヨシコ 高橋 淑子 |
| 9 | 金ケ崎町校長会 | 金ケ崎小学校校長 | ◎ハタケヤマ マサユキ ◎畠山 雅之 |
| 10 | 金ケ崎町民生委員児童委員協議会 | 主任児童委員 | マツモト ノリアキ 松本 典昭 |
| 11 | 金ケ崎企業クラブ | 監事 | スガワラ ノリヒコ 菅原 憲彦 |
| 12 | 一般公募 | | オガサワラ イクヨ 小笠原 郁子 |
| 13 | 金ケ崎町食育推進会議 | 食育推進委員 | アサクラ シホ 朝倉 志穂 |
| 14 | 青少年育成委員会 | 青少年育成委員 | オイカワ キミエ 及川 君江 |
| 15 | 水沢警察署金ケ崎交番 | 所長 | サイトウ ヒロユキ 齋藤 洋行 |

金ケ崎町子ども・子育て支援事業計画

策定 平成 27 年 3 月 金ケ崎町保健福祉センター
改訂 平成 30 年 3 月 金ケ崎町子育て支援課

〒029-4503

金ケ崎町西根鑓水 98

電 話 0197 (44) 4611

FAX 0197 (44) 4337
